

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の
今後の検討の進め方」に対しての意見

令和7年2月23日
中央大学国際情報学部教授 石井夏生利

課題については重要な項目が挙げられていると思います。

プロファイリングについては、EUの法令の中でも様々な規律が課せられるようになっていますし、機微情報を用いたプロファイリング、子どもの情報を用いたプロファイリングを含め、検討を深める必要があると考えます。

フランスのデータ保護法には、オンラインサービスの文脈ですが、15歳未満の子どもの個人データを取り扱うことについて、子どもの意に反することのないよう、子どもと親の共同同意に関する規定があるという説明があります。

実務的に難しい面はあるかもしれませんが、親権者の同意か子どもの同意か、といった二者択一の考え方に限る必要はないという点は参考になるかと思えます。

<https://www.cnil.fr/en/recommendation-4-seek-parental-consent-children-under-15>

行政機関等についても子どもの情報の取扱いに関する規律を及ぼすことには賛成です。

また、公立学校に通う子どもの情報を民間事業者が提供する学習用アプリ等を通じて取り扱う場合は、教育委員会（学校）が当該情報を責任を持って管理する体制が必要と考えます。

以上

- ① 「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」
- ② 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（個人データの取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）
- ③ 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）へのコメント

弁護士・ひかり総合法律事務所
理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員
国立情報学研究所客員教授
大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授
国立がん研究センター研究所医療AI研究開発分野客員研究員
板倉陽一郎

① 「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」

3 制度的な論点の再整理について

- 追加された論点(1)ア・イ、(2)アはいずれも項目として妥当。(1)ア・イへの個別コメントは後述。
- (2)ア「個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方」について、以下を再掲
- (2024年11月21日ヒアリング再掲)
 - ①いわゆるクラウド例外（個人情報保護法Q&Aの7-53、「当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。」）については、事業者（ないしこれに助言する者）の我田引永的な解釈が自立つ。
 - GDPRに対応したプライバシーポリシーではProcessorであることを自認しているのに、個人情報保護法との関係では「取り扱っていない」と強弁するなどの場面にも遭遇する（特に、海外のクラウドベンダーの代理店）。
 - 欧州との相互認証にも鑑み、**対日本と対欧州での二枚舌は許されるべきではない。**
 - **「個人データを個人データとして取り扱わない」場合にのみ適用される**との趣旨を明確にし、類似の場面（記憶媒体の修理、倉庫、宅配等）と合わせて整理すべき。
 - ②委託先であるビッグテックを「監督」しているというのはフィクションに近いが、クラウドサービスを利用した方が安全管理措置としてレベルが高いという現実がある。「委託先の監督」そのものであるかはともかく、**総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和6年10月版)」で示されているような要素（内部規定の整備、約款等からのリスク判断）を参考に、適切な対応を示す**ことは重要ではないか。
 - なお、Controller/Processor概念の導入は別途検討されるべきである（ただし、日本は個人情報取扱事業者の義務と行政機関等の義務が相当程度異なり、完全に集約することは困難であろう）
 - これらとは別に、日本からのクラウドサービスの提供を後押しするのであれば、APEC PRPについて、個人情報保護法上Processor概念が存在しないので加入できないという見解に固執するべきではない。
- 以下の論点は是非検討すべき
- (2024年6月13日ヒアリング再掲)
 - 個人情報取扱事業者における個人情報・個人データに係る義務の対象を「**個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）**」（規則7条3号）に統一すべき

②「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（個人データの取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

・「統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等（注2）」の方向性について、**類型を想定した上で議論することが有用**ではないか。

・ ①AIモデルの作成又は学習のためのクローリング

・ ②秘密計算等のPETsを前提とした企業同士のデータの結合

・ このうち、①は特段の技術を要しないが（ただし、「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について」別紙2「OpenAI に対する注意喚起の概要」（令和5年6月2日）(1)②③で求められているような要配慮個人情報の減少・非識別化措置については困難）、②については一般的な事業者における運用は困難である。

・ そのため、**①については一般的な事業者が行うことを想定しても良いが、②については原則としてPETsサービスプロバイダを利用することになるのではないか。**

②「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（個人データの取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方
(2) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

• 「個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合（注4）について、本人の同意を不要としてはどうか。」。

• **注4の事例を含め賛成できるが、「契約の履行のために必要不可欠」の範囲が問題**（規則に委任され程度限定列挙されるなら裸で解釈されるものではないが）

• （2024年6月13日ヒアリング再掲）

• 契約に基づく提供は、**契約の本来的な趣旨（役務の提供等）に必須の範囲**については認められるべき

- 複雑な決済スキームについて同意があると考えるのは欺瞞（であるが、必要性は高く、行政規制による許容性も認められる）
- 契約や約款に書き込めば本来的な趣旨となるわけではないことは注意。

②「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（個人データの取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(3) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

- 「人の生命、身体又は財産の保護のために例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために例外規定について、現行制度においては「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件が付けられているが、事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につながる観点から、「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」（注5）についても、上記例外規定に依拠できることとしてはどうか。」については、ヒアリングでの提案とほぼ同じ文言であり、適切であると思われる。問題は「ガイドライン等において明確化」するとされている中身であり、注5は、①提供先における特定識別性排除、②提供先の安全管理措置の担保をして、「相当の理由」への緩和を許容するが、「オンラインサービスだと本人の同意が困難でない」とされてしまう」という問題についての許容性の根拠も検討する必要がある。

• (2024年6月13日ヒアリング再掲)

- 既に日本法には「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」（27条1項2号等）、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合」（同3号等）が存在し、解釈の積み重ねもある。どちらかという実務的に困難なのは後段（「本人の同意を得ることが困難であるとき」。）
- 後段を、「本人の同意を得ることが困難である等、本人の同意を得ないことについて相当の理由がある場合」などとしてはどうか（事案によっては、本人に連絡が付く限り絶対に同意を得ようとするのは明らかに不合理）。

②「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（個人データの取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(4) 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

- 「医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態があることから、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制に係るいわゆる学術研究例外に依拠することができない主体である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体（注6）が含まれることを明示することとしてはどうか。」については、医師の学会加入率94.2%（<https://style.medpeer.co.jp/n/n49759169949e>）、学会参加率約75%（<https://style.medpeer.co.jp/n/na1a14e197988>）、81.8%（<https://www.nikkei.com/article/DGXZ00UA211170R20C25A1000000/>）などの報道に鑑みれば妥当であろう。専門医認定などもあり、医療と学術の関係は極めて近い。
- ~~懸念点としては、すべての医療機関が「学術研究機関等」であるとする、学術とは無関係な医療機関が名義貸し的に学術研究例外を用いた脱法スキームに用いられるという点がある（弁護士における非弁提携に近い）。「具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながらガイドライン等において明確化する」とされているが、このような視点も必要だろう。~~
- ~~同様のプロフェッショナルとして、日弁連・弁護士会・弁護士が「学術研究機関等」に該当する部分があるのではという問題意識はあって良いのではないかと（日弁連法務研究財団が別途あるとはいえ）。~~

②「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（個人データの取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）

2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

- 「現行法上、個人情報取扱事業者は、漏えい等報告の義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うこととなるが、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合（注7）について、本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとしてはどうか。」については 妥当（個人情報保護委員会への報告が行われれば適正担保は可能）

- （2024年6月13日ヒアリング再掲）

- 漏えい元基準

- 26条の「個人データ」該当性は、提供元基準にならって漏えい元基準が採用されているが、個人データの一部であって、特定の個人の識別もできず、単体では意味すらないような部分が漏えい等しても、本人通知まで行わなければならないというの是不合理である。漏えい報告の場面は事前判断ではないので、リスクに応じた対応で十分である。
 - 他方で、（漏えい元基準の不合理性に乘じて）提供元基準まで放棄させようという議論があるが、第三者提供の場面は、事業者が事前にリスクを判断しなければならないので、明らかに不適切である。

②「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（個人データの取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）

3 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

- 中間整理とほぼ同様の内容であり、基本的には妥当。
- 「16歳」の妥当性については、（機能していたか不明である）GLの定めと、GDPRの規律（なお、各国の実施法で年齢を引き下げられるため、実際は13歳等に行っている国も多い。2023年の調査であるが、<https://support.lucidhq.com/s/article/Surveying-Minors>）が根拠となっているが、**成人年齢である18歳より下げる理由は特にないのではないか。**
 - 直近でも政府広報で「ネットの危険から子どもを守るために保護者が知っておきたいこと」（2025年1月30日）などが出されているところである（<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201303/3.html>）
- 行政機関等においても同様の規律を入れるということであるが、個別分野の立法が進められることが前提。
- （2024年6月13日ヒアリング再掲）
 - こどもや家庭への支援や、教育データの利活用は、そもそもそれぞれの法律で必要な情報・データの取扱いが定められるべき（医療における一次利用も同様）。
 - **個人情報・個人データを用いた政策が立案される際に、最初から個人情報保護法に負担がかかることを想定して立案することは間違い。必要な情報・データの取扱いはそれぞれの分野で適切に立法される必要がある。（そのために「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」（令和4年5月25日）がある）。**感染症法15条、56条の41などは実践例。

③「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）

1 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方

- 「特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる（注1の例）記述等である個人関連情報」「匿名加工情報」「匿名加工情報」と、データベース等を構成しない情報も対象であるような記述であるが、データベース等を構成しない（少なくとも予定されていない）ものは対象となるべきではない。
• また、「連絡を通じて…権利利益の侵害が発生」（注1の例）することは防がれるべき事態であるとしても、個人情報保護法で規律すべき対象なのか、適切に規律できるのかは疑問。そもそも、ほとんどの人間間の権利利益侵害は「連絡を通じて」行われる。個人情報保護委員会が、ロマンス詐欺やSNS型投資詐欺をすべて対応するというなら話は別だが、そのようなことは予定しないであろう。特定電子メール法も不要になるのではないかと（外部送信規律は、当然に個人情報保護法に吸収されるべきということになる）。
• 「当該記述等を媒介として秘匿性の高い記述等を含む情報を名寄せ」（注2の例）することも同様であるが、少なくとも注2については現行個人情報保護法で十分に規律可能である（メールアドレスはすべて個人情報であるとすればよいし、実際に、法令を理解したうえで個人情報として取り扱っていない事業者は皆無である）
- （2024年6月13日ヒアリング再掲）個人関連情報
 - 義務の対象を個人データ（個人データ予定個人情報を含む）とする前提で、現在の個人関連情報は「個人情報」に含まれるとした方が簡便ではないか。
 - 概念が多すぎるという経済界の要望にも沿う。
 - 電気通信事業法における外部送信規律は、個人情報保護法に取り込み、統一的に把握できるようにすべき（細かい概念が異なる等は事業者における対応が困難）。

③「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）

2 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方

- 「顔特徴データ等の適正な利活用を促すため、顔特徴データ等の取扱いについて、透明性を確保した上で本人の関与を強化する規律を導入する必要があるのではないか。」
「具体的には、顔特徴データ（注7）等の取扱いに関する一定の事項（注8）の周知を義務付けてはどうか（注9）。その場合において、一定の例外事由（注10）を設ける必要があるのではないか。」とする。実質的に、「**カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0**」の「**配慮事項**」を法定するものと理解でき、その限りでは妥当。
- 「また、顔特徴データ等（保有個人データであるものに限る。）について、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由（注11）を設ける必要があるのではないか。」については、利用停止等請求のためには、元となる顔画像等を複数送付等することによる本人確認が必要になることを考慮する必要がある。
- （2024年11月21日ヒアリング再掲）
 - 法2条2項1号の個人識別符号だとすると、**本人関与規制に期待するのは無理がある**。例えば、顔識別情報の作成のために、顔画像を複数送ってもらう等のプラクティスが採用されている場合があるが、マーケティング目的であるから成り立つものである。

③「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）

3 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

- 「オプトアウト制度に基づき個人データを第三者に提供するときは、あらかじめ、当該第三者（提供先）の身元（氏名又は名称、住所、代表者氏名）及び利用目的を確認しなければならないこととしてはどうか。その場合において、一定の例外事由（注14）を設ける必要があるのではないか。」とのことであり、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（犯罪対策閣僚会議、令和5年3月17日）により求められるものであり避けがたいとは思いますが、**事業者への影響は十分な聴取が必要**。
- オプトアウトに基づく提供をしている事業者は、いわゆる名簿屋のみならず、**企業情報データベース提供事業者、地図情報提供事業者等**があり、後二種については、十分に聴取する必要があるのではないか（**本人確認なしの提供が一切禁止される**ことになるため）。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の
今後の検討の進め方」に対しての意見

令和7年3月3日
国立情報学研究所教授 佐藤一郎

統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とすることについては、その意図通り、提供先において統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されているのであれば、直ちに個人の権利利益の侵害につながらないといえるが、一方でそれが担保されていることを事前に把握することは難しい。このため、提供先において統計情報等の作成にのみ利用されていることを事後的に判断する必要があるといえ、仮に提供先において統計情報等の作成にのみ利用されていないのであれば、その提供先事業者に対してペナルティを課すことによって、提供先事業者が統計情報等の作成にのみに利用するように仕向けることが求められる。

従って、今回の個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方の緩めることは、課徴金の導入とセットで導入にする必要がある。また、提供先において統計情報等の作成にのみ利用されていない状況において、個人の権利利益の侵害を補償する観点で、団体訴訟の制度は必要であり、団体訴訟の制度についても今回の同意なしの第三者提供とセットにする必要がある。

なお、行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大することについては、行政機関等の取り扱う保有個人情報は法律に基づき強制的に収集されており、民間における個人情報と同列に扱うべきではない。従って、現状の同意規制を維持すべきである。

以上

個人情報保護法「三年ごとの検討」事項についての意見(2025年2月版)

慶應義塾大学 総合政策学部 教授 新保 史生

2025年2月28日意見書作成

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人同意要件の緩和について、AI 開発等のためにデータを横断的に解析するニーズが高まっている現状に鑑みると、個人の権利利益を侵害するおそれが少ない利用形態については、現行の同意要件を緩和する合理的根拠がある。

特に、統計作成等に利用される個人データについては、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得のみを目的としており、個人の権利利益を侵害するおそれが相対的に低い。この観点から、統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されることを条件として、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とする提案は、データ利活用の促進と個人の権利利益保護のバランスを図る上で有意義である。

しかしながら、個人情報取扱事業者の義務の緩和においては、「AI 開発の現実」と「個人の権利利益保護のバランス」を図りつつ、緩和の対象範囲や事業者が講ずべき措置等を慎重に定めることが必要である。

【本人同意取得義務の緩和要件の範囲】

個人情報保護法では、個人データの第三者提供や要配慮個人情報の取得等に原則として本人同意を義務づけているのみならず、目的外利用、外国の第三者への提供（法第 28 条）及び個人関連情報の個人データとしての取得に際しての同意確認（法第 31 条）がある。今回の提案で挙げられた「統計作成等」の要件に該当する場合、これらすべての場面において同意取得義務が緩和されるのかについては明確でない。

○ 本人同意が必要な他の場面への適用可能性の疑問

外国にある第三者への個人データの提供については、当該外国における個人情報保護制度の水準や、越境データ移転（外国にある第三者への提供規制（以下、「外国移転規制」という。))に伴うリスクを考慮する必要がある。例えば、海外のクラウドサーバを利用した AI 開発や、日本に拠点を持たない外国企業が提供する AI サービスを利用する場合、統計作成目的であっても、現行法の外国移転規制（法第 28 条）との整合性をどのように図るのかという問題が生じる。

同様に、個人関連情報の第三者提供に係る本人同意確認手続（法第 31 条）についても、「統計作成等」の目的であれば同意要件を緩和するのかどうかを明確にすべきである。特に、ウェブトラッキングデータなどの個人関連情報を AI 開発目的で取得・提供する場合

の取扱いについて、具体的な指針が必要である。

【「統計作成等」の範囲と担保措置の実効性】

○ 「統計作成等」の範囲について

今回の提案では「統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む」とされているが、その具体的な範囲は必ずしも明確ではない。特に、以下の点について詳細な検討が必要である

- ① AI モデル開発のための学習データ取得と、AI が実際に運用段階で学習するデータの両方が含まれるのか
- ② LLM（大規模言語モデル）構築のためのデータ取得と、プロンプト入力などユーザーとの対話から得られるデータの学習過程の両方を含むのか
- ③生成 AI 等のファインチューニングも「統計作成等」に含まれるのか

「AI 開発」という目的によって情報を取得する場合に要件が緩和されるという解釈は理解できるが、AI 開発の多様な段階や方法について、どこまでが「統計作成等」に含まれるのかを明確にする必要がある。

○ 要配慮個人情報の取扱いについて

AI 学習データセットには多種多様な情報が含まれており、「要配慮個人情報が学習データに含まれていないことの証明」は技術的に極めて困難である。大規模データセットを網羅的に精査することは現実的ではなく、要配慮個人情報が含まれていることを前提とした制度設計が必要である。

一方で、要配慮個人情報を含むデータセットを AI 開発に利用する場合、差別的な AI の生成リスクなど特有の問題が生じうる。こうした問題に対処するための技術的・組織的措置についても検討すべきである。

○ 「統計情報の作成のみに利用される」ことの担保

「AI の学習データであり、統計情報の作成のみに利用される」ことをどこまで担保できるかという問題がある。例えば、AI を活用した RAG (Retrieval-Augmented Generation) により個人情報データベースを構築することも技術的には可能である。このような「顧客名簿作成のためのデータ取得」は、明らかに統計情報の作成ではなく「個人情報データベース等を作成するための処理」であり、同意要件緩和の対象外であるべきだが、その線引きと実効性の担保方法が課題となる。

提案にある「提供元・提供先間の合意」や「目的外利用及び第三者提供の禁止」などの措置は有効だが、以下の点について追加的な検討が必要である

- ① AI 開発事業者による目的外利用の技術的防止策（アクセス制限、監査証跡の保持等）
- ② 契約違反に対するペナルティや監査体制の整備
- ③ 利用目的の変更が行われないことを担保するための継続的なモニタリング手法

【国際的な AI 開発環境との関係における留意点】

グローバルな AI 開発環境においては、国境を越えたデータ移転が不可避であり、以下の点に留意する必要がある

- ①海外サーバでの AI 開発を行う日本企業の場合、「統計作成等」目的であっても、外国移転規制（法第 28 条）との整合性をどう図るか
- ②国外の事業者が日本国内で AI 開発を行う場合、日本の個人情報保護法の適用（域外適用を含む）と、当該事業者の本国法との関係をどう整理するか
- ③国際的なデータ移転に関するセーフガードとして、どのような措置が求められるか特に、法第 28 条にいう「相当措置」に基づく外国の第三者への提供について、AI 開発の文脈でどのように適用するかを明確にする必要があるとともに、その継続的な実施を確保するための措置（法第 28 条第 3 項）についても検討を要する。

(2) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

個人情報保護法において、要配慮個人情報の取得には本人の同意が必要とされているが、それ以外の通常の個人情報の取得には原則として本人同意要件は課されていない。

一方、取得に際して第三者提供を行うことを予定している場合には本人同意が必須であるとともに、前述の(1)同様に目的外利用その他同意が必要な手続がある。しかし、取引の性質上、本人が提供した個人情報を第三者に提供することが取得の状況から明らかであり、本人の意思に反しないと認められる場合がある。この点について、現行法では明確な例外規定がなく、実務上の負担が生じているのは事実であろう。

「個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合をはじめ、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」について、本人の同意を不要とすることにつき、実務上の合理性があり本人の権利利益保護と個人情報取扱事業者の負担軽減のバランスを図る観点から評価できるが、以下の点について検討が必要である。

【適用範囲の明確化と限界の設定】

対象となるケースとしては、本人から取得した個人情報を何らかの形で個人データとして第三者に提供・利用してもらうことが明らかな場合が想定される。例えば、オンライン予約サイトを通じたホテルの予約や、旅行代理店を通じた航空券の購入など、提供された個人データがサービス提供のために必須の第三者において利用されることが客観的に明らかである場合が該当する。

ただし、「本人の意思に反しないことが明らかな」という判断基準には、一定の不明確さが伴う。この基準の解釈が過度に拡張されると、本人同意原則の形骸化につながるリスクがある。ゆえに、特に以下の点について明確な基準の策定が必要である。

- ①「契約の履行のために必要不可欠」の範囲
- ②「本人の意思に反しないことが明らかな」と判断する客観的基準
- ③本人が合理的に予測可能な第三者提供の範囲

また、本人同意原則の重要な例外として位置づけられることから、改正法において当該手続を明記するだけでなく、ガイドライン対応ではなく個人情報保護委員会規則等によって具体的な適用条件を明確に規定することが望ましい。

【要配慮個人情報の取扱い】

本提案においては、要配慮個人情報についても同様の例外が認められることが示唆されている。確かにこれまでも実務上の必要性が認められて然るべき場合があった。例えば、特定の食事制限（宗教上の理由によるハラール食の必要性など）や移動時の配慮事項（車椅子対応など）といった要配慮個人情報に該当する情報について、サービス提供のために関係事業者間で共有することが必要なケースがある。

このような情報が共有されないと、かえって本人に不利益が生じる場合もあり、一律に同意を求めることが本人の利益に適わない場合もある。ただし、要配慮個人情報の特性を踏まえ、以下の点に留意する必要がある。

- ①取得する要配慮個人情報は、サービス提供に必要最小限とすべきこと
- ②第三者に提供された後の利用目的も明確に限定されるべきこと
- ③要配慮個人情報特有のリスクを軽減するための追加的安全管理措置の検討

【悪用防止と透明性確保】

当該例外規定が悪用され、本人の予測を超えた第三者提供の連鎖が生じることを防止するための措置も重要である。具体的には以下の点について考慮すべきである。

- ①第三者提供の事実を本人が認識できるような情報提供の仕組み
- ②提供先での利用目的の制限と遵守状況の確認方法
- ③提供する個人データの項目の必要最小限化

特に、複数の事業者が関与するサービス提供過程において、本人にとって予測可能性を確保し、透明性を高める工夫が求められる。

【中小規模事業者への配慮】

この適用除外の効果としては、大手事業者が既に規約等による包括的同意で対応している実務慣行を、中小事業者にも拡張する効果が期待される。特に、複雑な同意取得プロセスを構築する余力のない中小事業者にとって、必要不可欠な第三者提供に関する法的リスクを軽減する効果がある。

ただし、この例外規定の適用により、中小事業者における個人情報保護の水準が低下することがないように、ガイドライン改正だけでなく、そのガイドラインの内容をわかりやすく説明する配慮や啓発活動も同時に行うべきである。

(3) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

個人情報保護法では、人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定について、「本人の同意を得ることが

困難であるとき」という要件が付されている。この「困難性」要件は、従来、本人が意識不明である場合や所在不明である場合など、物理的・客観的に同意取得が不可能または著しく困難な場合に限定して解釈されてきた。

今回の提案は、「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」についても、上記例外規定に依拠できることとするものであり、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益保護のバランスを図る観点から一定の合理性を有するものである。

【「相当の理由」の明確化と具体化の必要性】

当該手続において最も重要な点は、「相当の理由」という新たな基準の明確化である。一般に「相当性」のような規範的概念は、その解釈に幅が生じやすく、事業者による法的安定性や予測可能性を確保するためには、具体的な例示やガイドラインによる明確化が不可欠である。

この点、提案の注 5 では「本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置（氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等）が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等」が例示されている。しかし、これだけでは「相当の理由」の範囲を具体的に理解することは困難であり、以下のような観点からより詳細な基準の策定が必要である。

- ①同意取得が手続的に可能であっても「相当の理由」が認められる典型的な場面
- ②「相当の理由」を判断する際の考慮要素（公共性・公益性の程度、個人の権利利益への影響の程度、代替的保護措置の内容等）
- ③業種・分野別の具体的事例

【参考事例としての著作権法の規定】

提案の背景にある考え方は、著作権法における「相当な努力」による権利処理の仕組みと類似している。著作権法では、過去の映画作品等のネット配信に際し、出演者全員の同意取得が事実上不可能な場合について、「相当な努力」（公示、権利処理機構への探索・通知委託等）を行うことで、全員同意の原則に例外を設けている。

著作権法の例は、「同意取得が物理的に不可能とまではいえないが、社会的に見て過度な負担となる場合」に一定の代替的措置を講じることで例外を認める考え方であり、個人情報保護法においても参考になりうる。ただし、個人情報保護の文脈では、著作権とは異なる保護法益が問題となるため、単純な類推適用は避け、個人情報特有のリスクを考慮した基準の策定が必要である。

【「相当の理由」が認められる具体的場面の検討】

「相当の理由」が認められる可能性のある具体的場面として、幾つか想定例を考えてみたので参考にされたい。

- ①公衆衛生の向上のための医学研究を目的とし、大規模な疫学調査や医学研究において研究の社会的意義が高く、全ての対象者から個別同意を取得することが現実的で

ない場合

- ②災害時の要支援者情報の共有のため、大規模災害の発災時に要支援者の安全確保のため、行政機関と民間事業者（介護事業者等）間で要支援者情報を共有する場合。
- ③感染症対策のための情報共有について、感染症の拡大防止のため、保健所等の公的機関と医療機関・事業者間で感染者情報を共有する社会的必要性が高く、迅速な対応が求められる場合
- ④児童虐待の疑いがある場合に、児童相談所と関係機関間で要保護児童の情報共有を行う場合に、児童の保護という公益性の高さから、保護者の同意取得を不要とすることに相当の理由がある場合

これらの想定例を検討した理由は、(a)社会的・公益的必要性が高いこと、(b)全ての本人から同意を取得することが物理・手続的に不可能ではないが社会的に見て過度な負担となること、(c)個人の権利利益保護への配慮として代替的な保護措置が講じられていること、という共通の要素を根拠とするものであるので、下記拙稿も参照しそれらの点に留意して具体的な基準の検討をお願いしたい。

(参照資料：新保史生「パンデミックとプライバシー・個人情報の保護（前編：個人情報保護編） - 感染症対策における公衆衛生の向上を根拠とする情報の利用と保護をめぐる課題 -」情報法制研究第8号（2020）PP.41-62。新保史生「パンデミックとプライバシー・個人情報の保護（後編：プライバシー編） - 緊急事態におけるプライバシーの権利制限をめぐる課題 -」情報法制研究第9号（2021）PP.1-19。）

【適切な歯止めの必要性】

「相当の理由」という柔軟な基準の導入は、実務上の必要性に応じた例外的取扱いを可能にする一方で、安易な拡大解釈により本人同意原則が形骸化するリスクも伴う。

このリスクを防止するためには、①「相当の理由」の判断における考慮要素の明確化、②代替的な保護措置（匿名化、利用目的の制限、提供先での安全管理措置等）の具体的内容の明示、③事後的な本人への通知や情報提供の仕組みの検討、④事業者による自主的な透明性確保の取組みの促進などの検討が必要である。

(4) 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

【医学研究の特性と個人情報保護法制の実態的齟齬】

医学・生命科学分野の研究では、臨床データの分析が研究の基盤となる。大学病院等の学術研究機関では、診療活動と研究活動が一体的に行われており、診療で得られた情報を研究に活用する際の法的枠組みが整備されている。例えば、大学病院では、診療におけるインフォームド・コンセントとは別に、学術研究目的での個人情報の利用に関する包括的同意を取得する仕組みが確立されている。

一方、学術研究機関に該当しない一般の医療機関においても、医学研究への協力や共同研究への参加は実務上広く行われており、(3)の意見において言及した場合も含め社会的にも重要な役割を果たしている。しかし、現行の個人情報保護法の枠組みでは、これらの機関が研究目的で個人情報を利用（目的外利用）し個人データを提供する際には、原則として本人同意が必要となり実務上の負担が大きい。

特に、(3) の意見において参照した拙稿において指摘した通り、COVID-19 のパンデミック時には感染症対策のための情報収集・分析において、一般の医療機関からのデータ提供が必要不可欠であったが、本人同意の取得義務が実務上の課題となっていたのは事実であり、実質的な医学研究の実態と法規制の間に齟齬が生じている。

ゆえに、現行の個人情報保護法において、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合について、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制等の適用が除外される特例が設けられている一方で、「学術研究機関等」に該当しない一般の医療機関（民間病院や診療所等）が医学研究に協力する場合には、この特例が適用されず、原則として本人同意が必要とされてきた点についての見直しは、医学研究の実態に即した法的枠組みを構築するものであり、①医学研究の実態に即した法的枠組みの構築、②公衆衛生の向上という社会的利益への貢献、③医療機関の実務上の負担軽減により、実務上の課題解決と医学研究の促進に寄与する意義がある。

さらに、医学研究のための情報収集・分析の円滑化が進むことで、多施設共同研究の促進も期待でき、パンデミック等の緊急時における迅速なデータ収集・分析体制の確立や実臨床データを活用した医療の質向上などの効果も期待できることから、医学研究の促進と公衆衛生の向上にも資するものである。

【対象となる「医療の提供を目的とする機関又は団体」の範囲の明確化】

対象について、注 6 では「病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等（診療所等）」としているが、その具体的範囲を明確にする必要がある。特に、①医療法（昭和二十三年法律第二百五号）上の医療機関（病院、診療所）が含まれることに異論はないと考えられるが、②介護施設等の医療関連施設の取扱い、③民間の検査機関や医療関連サービス提供事業者の位置づけについては検討を要する。

【「学術研究目的」の該当性判断基準の明確化】

学術研究の用に供する目的（学術研究目的）については、具体的な定義は個人情報保護法には定められていない。

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）平成 28 年 11 月（令和 6 年 12 月一部改正）」の 2-19「学術研究目的」では、以下のように記されている。

「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

この点につき、医療機関等が行う様々な活動のうち、どのような場合が「学術研究目的」に該当するかについての判断基準を明確にする必要がある。例えば、①臨床研究と通常診療の区別、②品質改善活動や業務改善活動と学術研究の区別、③民間企業との共同研究における学術研究性の判断などについて検討を要する。

また、個人の権利利益保護のための追加的措置の要否についても検討が必要であろう。例えば、①研究倫理審査委員会による事前審査の義務付け、②オプトアウトの機会の保障、③研究目的での個人情報の取扱いに関する透明性確保（ある種の情報公開）、④匿名加工情報・仮名加工情報を用いた個人情報保護措置の実施などが考えられる。

2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

現行の個人情報保護法第 26 条においては、個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい等が生じた場合、個人情報保護委員会への報告義務だけでなく、「本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務」を負うこととされている。行政機関等についても、第 68 条において同様の義務が課されている。

「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」について、本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることについて、漏えい等報告に関する事業者の負担軽減と本人の権利利益保護のバランスを図る観点から一定の合理性を有するものである。

漏えい等発生時の本人通知の主たる目的は、通知を受けた本人が自らの権利利益を保護するための措置を講じられるようにすることにある。つまり、漏えいした個人データが本人に何らかの不利益をもたらす可能性がある場合に、本人自身がパスワード変更や不正利用の監視等の対応を取れるようにするための仕組みである。

この趣旨に照らせば、漏えいした情報それ自体では本人に不利益をもたらす可能性が極めて低い場合には、本人通知の必要性が相対的に低いと考えられる。例えば、サービス利用者の社内識別子（ID）のみが漏えいし、それが外部のシステムや他の情報と紐づかない場合には、ID 単体では本人を特定することも、本人に不利益をもたらすことも困難であり、本人通知による実質的な保護効果は限定的である。

このような場合に一律の本人通知を義務付けることは、事業者に過度の負担を課すだけでなく、本人に不必要な懸念や混乱をもたらす可能性もある。したがって、「本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」に本人通知義務を緩和し代替措置を認める法改正には意義がある。

なお、提案における記述において気になる点として、「サービス利用者の社内識別子（ID）等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合」が例示されているが、実務上このような「純粋な ID 情報のみの漏えい」が一般的と言えるだろうか。多くの場合、ID 情報は他の個人情報（氏名、メールアドレス等）と紐づいて管理されており、漏えい時に ID 情報のみが抽出されて流出するケースが実務上どの程度想定されるかは疑問がある。

また、漏えいした情報が「意味を持たない」か否かは、情報の性質だけでなく、漏えい先の属性や技術的能力、他の情報との照合可能性等によっても大きく左右される点に留意すべきである。

その他、本人通知義務を緩和する代わりに「代替措置による対応」を認めるとされている点につき、その具体的内容については明示されていないため現時点で意見を示すことが

できない。事業者ウェブサイトでの漏えい概要の公表、サービス利用者全体への一般的な注意喚起、個人情報保護委員会への詳細な報告、再発防止策の策定・実施とその公表などが考えられるが、具体的な代替措置が示されてから再度意見を表明したい。これらの代替措置が実効性を持つためには、漏えい等の事実や対応状況が適切に公表・記録され、必要に応じて個人情報保護委員会による検証が可能な仕組みが確保される必要がある。

3 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

「16 歳未満」という年齢基準が示されたことは、①「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A で示されていた考え方、② EU 一般データ保護規則 (GDPR) 第 8 条で設定されている基準 (16 歳未満) を参考にしていると記されているが、国際的な法制度との比較では、米国の児童オンラインプライバシー保護法 (COPPA) が 13 歳未満を対象としているのに対し、本提案はより広い年齢層 (16 歳未満) を保護対象としており、子どもの保護に関してより厳格な立場を取っていると言える。このような年齢基準の設定は、義務教育終了年齢 (中学校卒業時の 15 歳程度) と概ね整合しており妥当であろう。

一方で、高等学校のような教育現場では、16 歳を基準とすることで、同じ学年内でも 15 歳 (1 年生の一部) と 16 歳以上の生徒で異なる取扱いが必要となる可能性がある。このような年齢による線引きに伴う実務上の課題についても配慮が必要である。

これまで子どもの個人情報の取扱いについては、特に明確な法的規律が存在せず、主に民法の未成年者保護の規定との関係で解釈されてきた。その際、①法律行為説 (個人情報の取得を契約に伴う法律行為と捉え、未成年者からの情報取得には常に法定代理人の同意が必要とする考え方)、②事実行為説 (単なる個人情報の取得行為は事実行為であり、それ自体は法定代理人の同意を必要としないとする考え方) の双方の観点からの考えが示されてきた。

今回の法改正では、この法的不明確さを解消し、16 歳未満の子どもから個人情報を取得する際には、契約に付随するか否かにかかわらず、原則として法定代理人からの同意取得を義務付けるものである。これにより、従来「グレーゾーン」とされてきた事実行為としての情報取得についても、16 歳未満の場合は法定代理人の同意が明確に求められることになる。そのため、子ども向けサービスを提供する企業が、法令遵守の困難さや高いコンプライアンスコストを理由に、サービス内容を変更したり法規制の対象となる子ども向けサービスを中止したりする事例が米国の COPPA 法施行後に生じたが、同様の問題や事業者への負担が我が国においても生じるおそれがないか検証すべきである。また、民法上の未成年者契約に係る手続は引き続き適用されるため、18 歳未満の者から契約に際して個人情報を取得する場合には、契約自体についての法定代理人の同意も別途必要となる点に留意が必要である。

【年齢確認の実効性と実務上の負担について】

年齢確認の実効性についても、各府省庁の検討会においても様々な観点から検討がなさ

れてきたが、オンライン環境において利用者が 16 歳未満であるかどうかを確実に確認する方法は技術的に限界がある。また、法定代理人同意の確認方法についても、特にオンラインサービスにおいて、法定代理人による真正な同意をどのように確保・検証するかという実務的課題がある。

例えば、英国の ICO はこの課題への対応として、Age appropriate design: a code of practice for online services を策定しているが、同様の行動準則を我が国においても定めその遵守を求めるとなると事業者の負担は計り知れない。

教育機関等における実務負担についても、前述の通り同一学年内でも 16 歳を境に異なる対応が必要となり実務上の複雑さが生じる。

国際的サービスとの整合性についても、グローバルに展開するオンラインサービスにおいて国ごとに異なる年齢基準に対応する実務上の負担が生じており、日本の個人情報保護法もその負担に加担する手続を追加することになるものの、GDPR との整合性を考慮することで国際的な個人情報保護の潮流にも沿うものである。

以上の通り、子どもの個人情報等の取扱いについては、年齢確認や法定代理人同意の確認方法など実務上の課題も少なくない。個人情報保護委員会においては、これらの実務的課題に対応するための具体的な基準や手続を示すことが求められる。特に、オンライン環境における実効性のある年齢確認・法定代理人同意確認の方法や、教育機関等における実務的対応について明確な指針を示すことが必要である。

以上

「本人関与に係る規律の在り方」に対する意見

国立研究開発法人産業技術総合研究所 高木浩光

2025年2月25日

目次

1. AI(1) 統計目的利用の過剰規制解消
 - 1.1. 「AI開発等」の「AI」を「処理AI」と「生成AI」に区別することが必要
 - 1.2. 生成AI開発に対する公表義務の是非
 - 1.3. 処理AI開発及び統計分析に対する規律の方法
 - 1.4. 再識別禁止ではなく措置又は決定の禁止とするべき
2. AI(2) 契約の履行及び本人の意思に反しない利用
 - 2.1. 本人の意思に反しない利用とは何か
 - 2.2. 第三者提供時の確認記録義務も合わせて見直してはどうか
3. AI(3) 生命等保護又は公衆衛生向上等のために相当の理由があるとき
 - 3.1. 他の改正によりこの課題は解消するのではないか
 - 3.2. 注5の記載ぶりは不適切
4. AI(4) 病院等による学術研究目的
 - 4.1. 他の改正によりこの課題は解消するのではないか
 - 4.2. 生命科学・医学系研究倫理指針は適用されるのか
5. A2 本人への通知が不要な場合
 - 5.1. 想定されている事例に誤解はないか
 - 5.2. 仮名加工情報の漏えいに報告義務を課すべき
6. A3 子供の個人情報等
 - 6.1. 無条件の利用停止請求を可能とする理由がない

1. AI(1) 統計目的利用の過剰規制解消

1.1. 「AI開発等」の「AI」を「処理AI」と「生成AI」に区別することが必要

近頃では、AI開発と言えば生成AIの開発を指すかのような世の論調もあるが、数年前までは、個人に関係し得るものとしては、個人データを入力とした機械学習に基づき個人に対する何らかの判定器を開発することを指すことが一般的であった。EUのAI Actも2021年の欧州委員会提案時点ではそちらが想定されていた。そちらのAIをここでは「生成AI」から区別して「個人処理AI」あるいは単に「処理AI」と呼ぶことにする。

注1に「統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む」とある「AI」は、生成AIのことを指しているようでもあり、処理AIを指しているようでもあり、これらを区別することは、次の点で重要である。「本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能としてはどうか」との記載のうち、「公開されている要配慮個人情報の取得」とあるのは、生成AIを対象にした場合の話であり¹、「個人データ等の第三者提供」とあるのは、生成AIではなく処理AIを対象にした話であろう。

また、注1のAI開発に限らず、「統計情報等の作成」には、「AI」と言うほどのものでもない（何

¹ 正確には、生成AI以外にも、個人データとして処理しない何らかの統計分析の目的で「公開されている要配慮個人情報」が入力に含まれ得ることも考えられる（例えば、Twitter上のツイート群から流行の兆しを統計分析する場合など）ので、それもここに含むことになる。

をもってAIと呼ぶかはともかくとして) ものまで含めた、統計分析を想定した記述であろう。

以下に続く節は、これらを区分して、「生成AI開発」における論点と、「処理AI開発又は統計分析」における論点について述べる。

1.2. 生成AI開発に対する公表義務の是非

注2の「個人データ等の提供元・提供先及び公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項(略)の公表……を義務付ける」との記載について、前者は処理AIを対象にした場合の話として理解できるが、後者は生成AIを対象にした場合の話とすると、公表を義務付ける規定の名宛人をどうするのが問題となるように思われる。これを「個人情報取扱事業者は……」と規定することはできない²からである。

このことは、昨年6月12日の委員会ヒアリングの際に提出した意見書でも、「1.3 要配慮個人情報の取得」の節で、「この意見で指摘したいのは、個人情報データベース等に登録することを予定していない個人情報の取得についてまでもが、本当に個人情報取扱事業者の義務に係るのかという疑義(後述)である。」として指摘している。言い換えれば、そもそも、生成AI開発における学習への入力に要配慮個人情報が含まれることがあっても、「統計情報等の作成にのみ利用される」のである限り、元々現行法は何ら義務の対象にしていないということである。

今回、注2に書かれているように、「統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する観点等」から生成AI開発を行う事業者に「公表」の義務を課そうとしても、現行法の延長では、義務を課すための名宛人のカテゴリが存在しないことになる。

何らかの名宛人のカテゴリを新設するにしても、従前の他の事業との整合性をどうするのが問題となり得る。具体的には、昨年6月12日の意見書でも指摘したように、Webの検索サイト(検索エンジン)のクローラーも要配慮個人情報を構成する文字列を収集しているが、個人情報保護委員会は、これまで検索エンジンを問題視したことがなかった。検索エンジンにも「統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する観点等」から何らかの公表義務を課すのが論点となる。

このことは、クラウド事業者の規律とも関係する。ガイドラインQ&A 7-53でいう「個人データを取り扱わないこととなっている場合」には、「個人データを提供したことにはならない」とされるように、そのようなクラウドでは個人情報の取得にも当たらないのであり、今回の、生成AI開発における学習への入力も、「個人データを取り扱わないこととなっている場合」³として扱うことができる。Q&A 7-53では、この場合に該当するものとする要件として、「契約条項によって

² 現行法において、第4章の義務規定はすべて「X情報取扱事業者は……」の形で義務の名宛人が指定されている。「X」には「個人」「仮名加工」「匿名加工」「個人関連」のいずれかが入り、「X情報取扱事業者」は「X情報データベース等を事業の用に供している者」と定義されている。これらは、名宛人と対象となる客体とが連動した規定方法であり、すなわち、例えば、仮名加工情報を客体とする規定では「仮名加工情報データベース等を事業の用に供している者」が名宛人とされているところ、個人情報に該当する仮名加工情報が客体の場合と、個人情報に該当しない仮名加工情報が客体の場合が区別され、前者の場合の名宛人は「仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る)」が指定されている(41条3項)。この規定方法の意味するところは、客体の仮名加工情報が個人情報に該当する場合の名宛人を指しているのであって、客体の仮名加工情報が個人情報に該当しない場合に当該事業者が他の何らかの個人情報データベース等(例えば従業員データベースなど)を事業の用に供していることを要件とする意味ではない。したがって、生成AI開発における学習への入力が「公開されている要配慮個人情報の取得」に該当するとして、生成AI開発を行う事業者が「公表」の義務を課そうとしても、当該事業者が、従業員データベースなど生成AIとは別の他の個人情報データベース等を事業の用に供しているからといって「個人情報取扱事業者は……」と規定することはできない。

³ 正確には、「個人に関する情報として取り扱わないこととなっている場合」というべきか。Q&A 7-53では、提供する側で「個人データ」に該当するためこのフレーズが用いられているものと思われるが、今回の生成AI開発でのクローリングの文脈では、提供側が不在なので、そのフレーズを使えない。中期的には、「個人データ」も「個人情報」も「個人関連情報」も「個人に関する情報」も区別をなくして「個人データ」に統一すれば、このような違いにこだわることは無用となる。

当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合」を例示しているが、生成AI開発における学習への入力では、クローリングによって収集することから、クラウドの場合のような「契約条項」が存在しない。これに類するものを新設することになるのではないか。

すなわち、生成AI開発者が、クラウドの場合と同様に「個人データを取り扱わないこと」を宣言していれば、注2がいう「統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する」ことができるのではないか。

あるいは、クラウドの場合に「個人データを取り扱わないこと」が「契約条項」で示されている必要があるのは、個人データをクラウドに置く事業者の側が、第三者提供にも委託にも当たらないことを確認できるために必要とされているに過ぎないとすれば、生成AI開発者がクローリングによって個人情報に相当する文字列を収集することについて、ことさら「個人データを取り扱わないこと」を宣言する必要性はないとも言い得る。

このように、生成AI開発、検索エンジン、クラウドのいずれの場合も⁴、「個人データを取り扱わない」という点で共通しているのであるから、これらに一貫する規律とするべきではないか⁵。Q&Aで解釈を示すことも考えられるが、法律によって規定する必要があるのであれば、この際、クラウドや検索エンジンについても含まれる形で規定してはどうか。

1.3. 処理AI開発及び統計分析に対する規律の方法

処理AI開発及び統計分析の場合にも、「統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する」点では、前節の生成AIの場合と共通であるが、こちらの場合は、前節と異なり、個人データの提供を受けて、「個人に関する情報」として処理するものであるから、個人に関する情報に対する義務として、「統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する」べきである。

その方法として、注2は、「提供元・提供先……における一定の事項の公表」、「統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意」、「提供先……における目的外利用及び第三者提供の禁止」を義務付けることを想定していると記載しており、公表と合意について異論はないが、目的外利用の禁止、第三者提供の禁止については議論の余地がある。

まず、禁止義務を課す際に、名宛人に何を指定するのか。この目的で提供されるデータを例えば「統計目的提供情報（統計目的提供情報データベース等を構成するものに限る）」などと定義して、「統計目的提供情報取扱事業者は、」などと規定することが考えられるが、またしても新たな情報類型を増やすことになり、不評を買うことになるのではないか⁶。

あるいは、仮名加工情報の規律を拡張することも考えられる。仮名加工情報はその禁止規定から、結局のところ「統計作成等」の目的でしか使えないものとなっているのだから、今回の趣旨に概ね整合する情報類型である。現行法の仮名加工情報では、第三者提供が禁止されているところ、今回規定する範囲内に限っての提供を認める規律が考えられる⁷。

いずれにしても、条文ベースで議論することが必要と考える。改正法案の提出に向けて条文の具

⁴ 前記脚注1の場合もこれに含まれる。

⁵ それらに差を設けるとすれば、その合理的な理由を明らかにする必要がある。

⁶ 中期的には、公的部門との規定の統合も想定すれば、そもそも、このような客体に応じて名宛人を指定する規定方法自体を取りやめるべきであろう。客体と常に連動しているのであれば名宛人の書き分けは冗長であり、規定をいたずらに複雑化させるだけである。客体の「個人データ」への統合に際して、併せて改めることが望ましい。

⁷ 令和2年改正時に仮名加工情報の規律を導入する必要があったのは、匿名加工情報との違いを確実なものとするために有効であったものであり、匿名加工情報と違って第三者提供を無条件で認めることは転々流通防止の観点で問題があったため、一旦は一律に第三者提供が禁止されたものであった。今回の見直しで、議論の成熟により、「個人の権利利益への影響」という観点も考慮した同意規制の在り方」が理解されるようになったことから、一定の範囲での提供が認められ得ることとなる。

体化が現在どこまで進んでいるのか承知していないが、これまでも、法制局審査中は一切の検討内容が外に出ることはなく、国会提出に至って初めて条文に触れることになり、そこで細部の問題に気づくことが多々あるけれども、国会で修正できる余地がないという事態を繰り返し見てきた⁸。中期的な目標の観点からも、ここで奇妙な規定を導入してしまうと、中期的目標の達成に障害となることも起こり得ることから、条文ベースで議論することが必要と考える。

1.4. 再識別禁止ではなく措置又は決定の禁止とするべき

統計目的の規律がどうあるべきかは、欧州評議会の1997年の勧告「統計目的で収集・処理される個人データの保護に関する加盟国への閣僚委員会勧告 No. R (97) 18」⁹とその説明覚書¹⁰が、極めて参考になる。急ぎその邦訳を作成したので¹¹、参考に使いたい。

これによれば、原則4.1は、「統計目的で収集・処理された個人データは、専らその目的のためにのみ使用されなければならない。これらは、データ対象者に関する決定または措置 (decision or measure) を講ずるため、または非統計目的で処理される個人データを含むファイルを補完もしくは訂正するために使用してはならない。」と規定し、原則4.2で、「非統計目的で当初収集された個人データを統計目的で処理することは、特にデータ対象者に関する決定または措置 (decisions or measures) を裏付けるためにデータが使用されることを防止する適切な保護措置が講じられている場合には、当該データの収集目的と両立しないもの (incompatible) ではない。」と規定している。

我々が今ここで検討していることは、この原則4.2の「非統計目的で当初収集された個人データを統計目的で処理すること」に相当する。

説明覚書は、この原則4.2の規定について、「原則4.2は、特に、非統計目的で当初収集された個人データの統計目的での処理 (二次収集) を扱っている：起草者らは、データ対象者に影響を及ぼす決定または措置 (decisions or measures) の基礎としてデータが使用されることを防止するための適切な保証が設けられている場合には、統計目的での処理は、当該データが収集された一つまたは複数の非統計目的と両立しないもの (incompatible) ではないことを明確にする価値があると考えた。」(第69段落)と説明している。

このように、統計目的の処理が本人への影響を生じさせないために、本人に対する決定または措置 (decisions or measures) の基礎として当該データが使用されないことを保証する法的な保護措置を要するとされている。この「決定または措置」とのフレーズは、GDPRでも用いられているフレーズ (GDPRでは「措置又は決定」) であり、日本法との関係でも、補完的ルール¹²の(4)に

⁸ 例えば、平成27年改正時には、第三者提供時の確認記録義務が過剰すぎて国会の参考人質疑で問題視される (商店街の魚屋さんがお客さんの連絡先を隣の八百屋さんに伝えても記録が必要なのかという疑義が生じた) も修正はされず、ガイドラインで無理な解釈を適用して誤魔化すことになったし、令和2年改正では、仮名加工情報を委託先に提供した際に委託先においては個人情報に該当しない仮名加工情報になるとの解釈を前提とした規律となったが、これは、委託先においても個人データに該当するものと解釈されるべきであった (その結果、改正前から安全管理措置として行われてきた仮名化を施した委託先への提供においても、委託先において個人情報に該当しないとの解釈を招くことになったが、両者が委託関係にあるからには委託元との容易照合性によって委託先においても個人データとして処理されるものと捉えるのが、昭和63年法以来の当然の解釈だったはずである。) 。こうした不具合は、条文レベルで議論する機会があれば、未然に防ぐことができたと考えられる。

⁹ Council of Europe Committee of Ministers, Recommendation No. R (97) 18 of the Committee of Ministers to member states concerning the protection of personal data collected and processed for statistical purposes <<https://rm.coe.int/1680a43b63>>

¹⁰ 同 Explanatory Memorandum <<https://rm.coe.int/16806846ca>>

¹¹ 高木浩光「欧州評議会「統計目的で収集・処理される個人データの保護に関する加盟国への閣僚委員会勧告」(1997年)の紹介」JILISレポート7巻3号(2025) <<https://jilis.org/report/2025/jilisreport-vol7no3.pdf>>にて近日公開予定。

¹² 個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール

において、「当該仮名加工情報は統計目的のためにのみ取り扱われることとする。この場合、統計目的とは、統計調査のため又はその他の統計結果を作成するためのあらゆる処理を意味し、それにより作成された統計結果は集計データであり、特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない。」と規定されたように、統計目的の二次利用の基本的な考え方となっている。

日本法の仮名加工情報では、再識別禁止規定がある¹³が、再識別禁止と、措置又は決定を裏付ける利用の禁止とでは、今回の改正の趣旨からして実質的な意味の差がある。今回の趣旨は、「統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズ」に応えるものであるから、複数の仮名加工情報データベース等について同一の本人に対する「突合」処理をすることが前提となっている。同一の本人に対する「突合」処理は「本人を識別する」処理に他ならないから¹⁴、再識別を禁止することは今回の趣旨にそぐわない¹⁵。

今年2月に国会に提出された医療DX法案¹⁶では、「匿名電子診療録等情報」には再識別禁止規定（照合等の禁止）があるが、「仮名電子診療録等情報」には再識別禁止規定がないようである。これは「突合」処理を許すために合理的であるが、禁止行為が、措置要求（仮名電子診療録等情報の提供を受ける者に対する利用目的等の制限の要求等¹⁷）で担保されているようであり、これは個人情報保護法の公的部門の規律（71条、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）を踏襲したものであろうが、実際にどのような措置を求めるかが重要であり、本来ならば、「措置又は決定を裏付ける利用の禁止」を法定するべきところである。その条文のあり方は、補完的ルールが参考となるはずである。

また、仮名加工情報への加工方法の基準において、個人識別符号を必ず削除しなければならないとすることは、今回の趣旨からして過剰である。例えば、ゲノムデータを統計分析のために仮名加工情報に加工する際に、個人識別符号に該当するDNA塩基配列（個人情報保護法施行令1条1号イ）を削除しなければならないのであれば、目的とする分析ができない場合が生じる。

これらの点について欧州評議会の1997年の勧告を参考にすると、突合（matching）処理が想定されているのみならず、統計目的の提供（勧告では「伝達」）に際して、「識別データを撤去」する際に、国民識別番号に相当する識別子を撤去しないことを認めている。それらが許されるのは、本人に対する決定または措置（decisions or measures）の基礎として当該データが使用されないことを保証する法的な保護措置が前提となっているからこそである。

このように、安全管理措置としての仮名化を前提とした統計目的の利用は、匿名化に求められる再識別の禁止とは異なる規律で設計されるべきもの¹⁸であり、この際、現行の仮名加工情報の禁

¹³ 「当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。」（41条7項）

¹⁴ 突合は「本人を識別する」処理ではない（特定の誰なのかわかるわけではないから）との主張もあり得るが、同じ条文からなる匿名加工情報の再識別禁止規定（43条5項、45条）について、平成27年改正の際には、匿名加工情報の突合をこの再識別禁止規定で禁止するものとして解釈されていた（事務局レポート制度編4.4.1節）ことからすると、同様に解釈することになる。（事務局レポート制度編3.3.2節の「仮名加工情報同士を突合することについて」は、「識別行為の禁止義務に反しない範囲で当該複数の仮名加工情報を同一個人ごとに突合することが考えられる」としているが、4.4.1節の解釈と矛盾している。）

¹⁵ このことは、昨年6月12日の委員会ヒアリングの際に提出した意見書でも述べた（脚注22）。

¹⁶ 医療法等の一部を改正する法律案（217国会閣法21号）

¹⁷ 「厚生労働大臣は、前条第2項の規定に基づき、仮名電子診療録等情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により仮名電子診療録等情報の提供を受けこれを利用する者に対し、提供に係る仮名電子診療録等情報について、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付すものとする。」

¹⁸ 仮名化データあるいは仮名加工情報において、再識別されるリスクの程度をどう設計するかの議論はあまり重要ではない。GDPRにおいても、目的にとってリスクを最小化することを求めているだけで、絶対的なリスクの基準を求めているわけではない。

止規定の見直しも含めて検討されたい。

2. A1(2) 契約の履行及び本人の意思に反しない利用

2.1. 本人の意思に反しない利用とは何か

「契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合。」とあるが、注4は、ホテルの予約サイトの事例と金融機関の海外送金の事例のみとなっており、どちらも「契約の履行のために必要不可欠な場合」に該当するようであるが、それ以外の「本人の意思に反しない」場合とはどのようなケースが想定されているのか。それは、ガイドライン第三者提供時の確認・記録義務編に記載されている「本人に代わって個人データを提供している事例」に相当するものか。

2.2. 第三者提供時の確認記録義務も合わせて見直してはどうか

第三者提供時の確認記録義務については、平成27年改正時に、国会提出法案が過剰であったため参考人質疑で問題視されたものの、国会で修正できなかった（前掲注8）ことから、ガイドラインにおいて、「本人に代わって提供」に該当する場合は、「実質的に『提供者』による提供ではないものとして、確認・記録義務は適用されない。」とする解釈が示された。ガイドラインは、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供については、同義務の対象たる第三者提供には該当しない。」とし、「実質的に本人同意があることが前提であり、オプトアウトによる第三者提供（法第27条第2項）には、基本的には、次の考え方は当てはまらない。」としている。

法の条文からすれば、このような解釈には無理があると思われるが、この時すでに、「契約の履行のために必要不可欠な場合を始め……本人の意思に反しない」場合には、第三者提供制限の必要がないことが認識されていたことを窺わせる。それを今回の改正で明確にすることは望ましいことである。

そうであれば、この際、第三者提供時の確認記録義務についても、その立法趣旨¹⁹に立ち返り、オプトアウトによる第三者提供の場合に限るよう、規定を見直してはどうか。

3. A1(3) 生命等保護又は公衆衛生向上等のために相当の理由があるとき

3.1. 他の改正によりこの課題は解消するのではないか

「人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定」の「本人の同意を得ることが困難であるとき」との要件について、「事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減」するとの観点から、「相当の理由があるとき」を加えることが提案されているが、「手続きに係る負担」が課題とされているように、これは、統計目的で大量に収集する必要がある場合や、「本人に代わって提供」するなど「本人の意思に反しない」場合が想定されているのではないか。そうであれば、前記のA1(1)と(2)の導入によって解決するものではないか。

「本人の同意を得ることが困難であるとき」の要件を緩めてほしいとの要望は以前からあったものであり、今回の3年ごと見直しでも当初から検討の俎上に載せられていたものであるところ、当初の検討には想定されていなかった前記のA1(1)と(2)の実現の見通しが立ってきた今となつては、この課題はA1(1)と(2)に吸収され、不要な検討となったのではないか。「相当の理由があるとき」は恣意的な運用に至る恐れのある曖昧な規定であるので、A1(1)と(2)に吸収されるのであれば、取

¹⁹ 名簿の転々流通にトレーサビリティを確保することが趣旨だったはずである。

り下げた方がよいのではないか。

3.2. 注5の記載ぶりは不適切

注5に「例えば、(略) 本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置（氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等）が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等が想定される。」との記載があるが、第三者提供の制限や目的外利用の禁止は、プライバシー侵害の防止（秘密保持の利益）のためだけではなく、不適切な措置又は決定に利用されることの防止のためでもあることから、単に「氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等」の措置で許されてよいものではない。必要なのは、前記のA1(1)で述べたように、「措置又は決定を裏付ける利用の禁止」である。

4. A1(4) 病院等による学術研究目的

4.1. 他の改正によりこの課題は解消するのではないか

「臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態がある」と記載されているが、統計目的の研究については、前節と同様に、前記のA1(1)の実現によって解決するのではないか。統計目的でない研究（介入研究）については、もとより本人同意（インフォームドコンセント）を要するし、「臨床症例の分析」には、統計目的でも介入研究でもないものがあるかもしれないが、同意を得ることに支障があるわけではないのではないか。これらに該当しない状況があるのであれば、具体的に示して検討すべきではないか。

4.2. 生命科学・医学系研究倫理指針は適用されるのか

「学術研究例外に依拠することができる主体である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示することとしてはどうか。」として、注6に「病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等（診療所等）が含まれることが想定される」とされているが、これらの機関が、「臨床症例の分析」を行うに際して、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に従うことになるのか。倫理指針に従わない者は、学術研究例外に含めるわけにはいかないのではないか。

5. A2 本人への通知が不要な場合

5.1. 想定されている事例に誤解はないか

「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」として、注7は「サービス利用者の社内識別子（ID）等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合」を挙げているが、社内識別子のみが漏えいするという事態は極端に稀なケースであり、そのような稀なケースに手当する必要があるのか疑問である。他にどのようなケースが妥当なのか示されていない。

こうした要望は、文献等にも見られ、「漏えい元基準説」などとして批判され、「例えば、安全管理のために氏名をIDに置き換え、住所やメールアドレス等の情報も削除して単体では特定の個人を識別できないデータとして保管していたが、当該データが外部に流出した場合に、当該事業者の内部ではIDによる紐付けを通じて特定の個人を識別できるものの、外部の第三者にとってはそのような紐付けが不可能であり識別できないから、報告不要と整理してよいのではないか、という問題意識に基づくもの」とされている²⁰。これは、「社内識別子のみが漏えい」という事例で

²⁰ 岡田淳ほか『個人情報保護法』（商事法務、2024）283頁「いわゆる『漏えい元基準説』をめぐる論点」

はなく、仮名化したデータの漏えいである。

個人データから氏名等の識別部分を撤去したデータ（仮名化したデータ）であっても、残るデータにこそ秘密保持すべき重要な履歴情報や属性情報が記録されているのであるから、安全管理措置が必要なのは当然である。第三者提供制限が、仮名加工情報にも及び、匿名加工情報に相当する匿名化がなされていない限り、個人データの第三者提供に該当するというのが、「提供元基準」である。提供を制限する以上、それに反する漏えいが起きれば、同じ基準で、漏えい報告・通知の基準とするのが当然である。

「漏えい元基準説」などとして批判する者は、提供元基準説がなぜそう解釈されているのかに理解が及ばず、形式的解釈論のみで論じているのであろう。平成27年改正で整理されたにもかかわらず、今だに「外部の第三者にとってはそのような紐付けが不可能であり識別できないから」などという主張がなされていることには驚くばかりである。

「社内識別子のみが漏えい」という事例を挙げる者も、個人情報概念の理解を誤って主張している場合もあるのではないか。平成27年改正前には広く散見された、「個人を特定する部分が個人情報である」との誤解をしている者からすれば、個人情報とは氏名等の識別子のことであり、どのような種類の識別子が漏えいしたかの問題であると誤って理解しているであろう。そのような誤解をしている者が主張する「社内識別子のみが漏えい」は実際には履歴情報や属性情報の部分も漏えいしていて、それにもかかわらず、それを「個人情報でない」と誤解して報告しなかったといった事案の発生が懸念される。

そのような事態が懸念されるので、「社内識別子のみが漏えい」などという稀なケースを根拠に、漏えい報告に除外を設けるべきでない。他にどのようなケースが妥当なのかといえば、匿名加工情報に相当する匿名化がなされているのと同等のデータが漏えいした場合に限定されるであろう。

5.2. 仮名加工情報の漏えいに報告義務を課すべき

上記のように、仮名化したデータであっても、残るデータにこそ秘密保持すべき重要な履歴情報や属性情報が記録されているのであるから、安全管理措置が必要なのは当然である。このことは、統計目的での仮名化データの第三者提供を許す今回の改正（前記A1(1)）を実現する際して、特に重要となる。

医療データの統計目的での二次利用のために一定の範囲での仮名化データの流通を許すからには、安全管理は厳に要求され、漏えいがあった場合に秘匿されるようなことがあってはならない。

その点、現行法の仮名加工情報の規律では、漏えいの報告と通知が免除されている（42条3項）。これは、統計目的での仮名化データの第三者提供先において漏えいが発生しても、報告されず、個人情報委員会が実態を把握できないことを意味する。そのようなことは、今回の改正に反対される理由となるのであるから、この際、前記A1(1)の改正に合わせて、仮名加工情報の漏えい報告を義務化すべきである²¹。

現行法では、漏えい報告と漏えい通知が一体的に規定されている（26条）ことから、仮名加工情報が第三者提供された先で漏えいしても、通知の手段がないため、通知を義務付けることができないという事情があったが、漏えい報告は可能であって、義務付けるべきである。

²¹ 前掲注20は、「令和2年改正法では、個人データであっても仮名加工情報に該当すれば漏えい等報告が免除されることが明記されている（略）。これと平仄を合わせる意味でも、……立法上の手当てはあって良いように思う。」と主張しているが（284頁）、本末転倒である。他の文献等でも、漏えい報告を免れるために仮名加工情報に加工しておくといった実務家のアドバイスを目にするところがあるが、言語道断である。そのような認識の状況で、統計目的での第三者提供を許す制度を実現することはできない。

今年2月に国会に提出された医療DX法案（前掲注16）においても、「仮名電子診療録等情報」について漏えい報告が免除されている（「個人情報の保護に関する法律（略）第68条及び（略）の規定は、厚生労働大臣が前条第1項又は第2項の規定により仮名電子診療録等情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。」とある）ようである。これは個人情報保護法に倣ったものであろうが、漏えいの実態を把握できないことは由々しきことであるから、議員修正によって、漏えい報告（68条）の免除部分を削除するべきではないか。

6. A3 子供の個人情報等

6.1. 無条件の利用停止請求を可能とする理由がない

SNS等を書き込まれた散在情報としての個人情報の削除を求めることを想定しているのであれば、それは保有個人データに該当せず、法の利用停止請求権の趣旨にもそぐわない。それ以外にどのようなケースを想定しているのか明らかにされたい。保有個人データの無条件の利用停止請求を子供について認めるべき理由が示されていない。無条件に認めては運用に支障が出るからといって何らの理論にも基づかない思いつきの奇妙な例外を無闇に設けるべきでない。……（期限内に執筆できず、未完。）

以上

2025年2月21日

個人情報保護委員会様

情報通信消費者ネットワーク
長田三紀

個人情報保護委員会における公表資料（1月22日付及び2月5日付）
に対しての意見

標記公表資料を基にした、昨今の経済界の動きに対し、消費者の立場から意見を申し上げます。

私たち国民にとって、個人情報が適正に利用され、豊かな国民生活の実現や経済社会の発展に役立つことは望ましいことと考えます。

しかし、個人情報は私たち個人にとって重要なものであり、本人の知らぬ間に利用されることは許されません。

統計等利用であることを理由に、「個人の権利利益への直接の影響はない」との観点から、「AI開発等を含めた統計作成等」に対して「本人同意を要しないもの」と整理するのは時期尚早です。

「個人の権利利益への直接の影響はない」とする上で、個人の権利利益が侵害されないことが確保される必要があります。統計等利用においては差別などに用いられることのないよう利用目的の制限についても検討すべきである他、関係する事業者における適正な取扱いが確保されるように、政府としても許可・登録などを通じ、当該事業者の信頼性担保を行うことが必要です。

その上で、個人情報を適正統計的利用するにあたっては、国民にわかりやすく、誰が、何を、どのような方法で取り扱い、利用した上で何に役立てようとしているのかを、説明し続けるべきです。法的な整備が進み、直接的な同意が不要となった場合でもその理解が不足すれば、データの利活用への不信感がぬぐわれることはないからです。

また、直近ではビーバース社のように法令違反する事業者は確実に存在するので、違反行為の抑止を含め実効性のある制裁措置（課徴金・差止請求など）を創設・強化することは必須です。個人情報の適正な利活用のためにも、個人

情報保護委員会の役割に期待します。

1月22日公表『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討』の今後の検討の進め方について(以下「進め方について」)及び2月5日公表「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」(以下「考え方について」)へのコメント

弁護士 森 亮二

「考え方について」の1と3についてコメントし、関係する範囲で「進め方について」にもコメントします。

1.

【「考え方について」1個人の権利利益への影響を考慮した同意規制の在り方】

「進め方について」2(2)1「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」は、以下のように述べています。「個人情報保護法の規律の(中略)重要な要素として(中略)、『本人の関与』があることを示し、意見を求めた。これに対する事務局ヒアリング結果を踏まえると、「本人の権利利益への直接の影響の有無等」を切り口として、規律の内容を検討していくことが望ましいのではないか」。本人の関与は、自身のデータに関する本人の選択であり、このような選択権を持つことは現代社会における個人の重要な権利と考えるべきであり、仮に「本人の権利利益への直接の影響」がなかったとしても、本人の関与がすべて否定されるわけではありません(「進め方について」2(1)②(イ)の考え方)。しかしながら、本人の関与は同時に権利利益の侵害を防止する手段でもありますから、「本人の権利利益への直接の影響」を考慮して、本人の関与の範囲や強度を決めることには合理性があります。

このような観点から、「考え方について」1が個人の権利利益への影響を考慮した同意規制の在り方を検討していることは評価できます。しかしながら、1(1)「統計作成等(中略)のみを目的とした取扱いを実施する場合について」には、懸念があります。「統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能としてはどうか」との提案がなされており、その提案自体は前記の意味において合理的です。ここで重要なのは、提案の前提となっている「統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること」です。

これを担保する観点から、「考え方について」1(1)注2は、「個人データの提供先や要配慮個人情報の取得者による個人データ等の提供元・提供先及び公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項(中略)の公表、統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先及び取得者における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを想定」としています。これらの担保措置はいずれも個人データの提供先や要配慮個人情報の取得者による統計化前の情報の目的外利用等の防止を意図したものと見られますが、提供先や取得者に義務を課すだけでは十分ではないでしょう。誰もが提供先・取得者になり

得るのであれば、そもそも義務を守るつもりのない主体が提供先・取得者として参加するおそれがあるからです。統計化前の情報についての目的外利用や第三者提供等を防止するためには、提供先・取得者となるものが、それらを防止するためのマネジメントシステムを有する主体であることが必要であり、これを担保するための第三者認証等の仕組みが必要と考えます。

2.

【「考え方について」3子どもの個人情報等の取扱い】

この提案は、子どもが心身の発達過程にあることを考慮すればいずれも妥当なものです。むしろ問題は、「考え方について」4頁の注11において利用停止等請求の例外が多く列挙されていることです。

具体例として挙げられているもののうち、

まず、「法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合」については、利用停止等請求の例外となる理由が不明であり、法定代理人と本人の意向が異なることがありうることを考慮すれば、むしろ利用停止等請求の対象とすることが適切です。

次に、「要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合」については、取得時ではなく、利用停止等請求時にその要件が満たされているという趣旨であれば合理的です。たとえば、「利用停止等請求を拒むことが法令により正当化される場合」であれば例外として合理的です。

さらに、「本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合」について例外とする理由が不明です。この詐術をはじめとして、本提案では、民法の未成年取消の例外規定が援用されていますが、民法の未成年取消と利用停止等請求では、取消、利用停止等請求を受ける相手方の置かれる状況が異なることに注意が必要です。未成年取消を受ける相手方は、取消前には有効であった契約等を前提として行動していたにも関わらず、その契約等が失効することにより、不利益を被ることがしばしばですが、利用停止等請求では相手方に必ずしもそのような事情があるとは限りません。

最後に、「法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合」についても、例外とする理由が不明です。ここも利用停止等請求を受ける事業者の不利益がなければ当該請求は認められるべきですから、「本人の営業に関する情報であることにより、利用停止等請求を受けた個人情報取扱事業者の事業活動に支障がある場合」であれば例外としての合理性があるといえるでしょう。

3.

【全体について】

今回のいわゆる3年ごと見直しにおいて提案された各論点は全体として見れば、バランスの取れた優れたパッケージとなっています。特に、「考え方について」1で示された「統計作成等であると整理できるAI開発等」に関する同意規制の緩和は、産業界待望の提案であり、個人情報の利

活用に十分な配慮がなされた提案といえます。

この同意規制の緩和に典型的に見られるように、今回の提案の中には、利活用の窓口を絞る事前規制(同意がなければ第三者提供できない)から、事後的ガバナンスの重視(同意のない第三者提供を許容するものの提供先には相応の義務・制限を課す)に移行するものが見られます。このように、事前規制を緩和する場合には、事後的な問題行為に対する制裁と被害回復の強化は不可欠であり、それがなければ消費者の信頼が失われ、かえって利活用を阻害することにもなるでしょう。その意味で、これらの利活用のための提案は、課徴金と団体訴訟と不可分の一体的なパッケージとして把握されるべきです。

以上

①個人情報保護委員会「『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討』の今後の検討の進め方について」(2025年1月22日)及び②同「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方(案)について」(2025年2月5日)に関する若干のコメント

山本龍彦(慶應義塾大学)

1.

①2(1)では「(参考)」として、以下のように述べられている。

「個人の権利利益を保護する観点から考慮すべきリスクについては、特定の個人に対するリスクとして、(A)評価・選別及びこれに基づく影響を与えるリスク、(B)直接の働きかけを行うことのリスク、(C)秘匿領域が他人に知られるリスク、(D)自身のデータを自由意思に従って制御できないリスクの四つを例示した。事務局ヒアリングにおいては、(A)～(D)の全てが関連するリスクであり、バランス良く対応を検討すべきという指摘が多く示された」(4頁。下線は筆者)。

周知のとおり、政府の「個人情報の保護に関する基本方針」(令和4年)によれば、個人情報保護法の「基本理念」を定める同法第3条は、「個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が『個人として尊重される』ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われる」べきことを示しているという(下線は筆者)。この考え方を踏まえると、憲法第13条は個人情報保護法の理念的基礎となっており、憲法第13条の解釈が、個人情報保護法の目的及び各規定の解釈にも影響を与えうるように思われる。

筆者は、憲法第13条を根拠に保障されるプライバシー権の解釈として、自己情報コントロール権説(1970年代以降主張された自己情報コントロール権を批判的に継承する、いわゆる批判的自己情報コントロール権説)を支持している(山本龍彦『〈超個人主義〉の逆説』[弘文堂、2023年]141頁、同「情報プライバシー権論争の基底にあるもの」音無知展=山本龍彦編『プライバシー』[法律文化社、近日刊行予定])。かかる立場からみると、先に引用した①2の「(参考)」において、個人の権利利益を保護する観点から考慮すべきリスクとして、「(D)自身のデータを自由意思に従って制御できないリスク」(いわば自己情報のコントロールに関するリスク)が示されたこと、また、事務局ヒアリングにおいて(D)を含む全てのリスクに「バランス良く対応すべきという指摘が多く示された」と整理されたこと(少なくとも(D)が考慮すべきリスクから排除されなかったこと)はまずは積極的に評価できる。

2.

①2(1)の「(参考)」では、「個人データの利用における本人の関与の意味」について、事務局ヒアリングで(ア)事業者におけるガバナンスの一環であるとの考え方、(イ)情

報自己決定権の行使であるとの考え方の2つが示されたと整理されている。(イ)説は、さらに、本人の権利利益に対する直接的影響を考慮して同意例外をある程度認める(イ)(i)説と、同意規律を厳格に求める(イ)(ii)説に分類できるとしている。

個人情報保護委員会は、①2(2)1)で、「事務局ヒアリング結果を踏まえると、『本人の権利利益への直接の影響の有無等』を切り口として、規律の内容を検討していくことが望ましいのではないか」との考え方を示している。本人の権利利益に直接の影響が認められるものについては本人関与を認める(逆に、直接の影響が認められない場合には本人関与は特に必要とされない)という方向性である(以下、「基本的方向性」という)。

この基本的方向性が、前記(ア)説を根拠にしているのか、前記(イ)(i)説を根拠にしているのかは明確ではない。①2(1)の「(参考)」には、かかる基本的方向性と(ア)説との関連性を強く示唆する記述があるが、理論的には(イ)(i)説とも関連しうる。(ア)説のように、「本人関与」を事業者におけるガバナンスの一環あるいはガバナンスの「手段」と考えるのであれば、本人関与以外の手段で適正なガバナンスが維持できるのであれば、本人関与は必ずしも必要ではなくなる。仮に本人の権利利益に対する直接の影響があると認められる場合でも、当該影響ないしリスクが、本人関与以外の手段で十分に抑制されるのであれば、あえて本人関与を認める必要はないからである。

確かに、本人の権利利益に直接の影響があるものについては、「自分事」としてそのリスクを真剣に捉える「本人」の関与による統制(チェック)が合理的または効果的であり、(ア)説を根拠にしても、直接影響場面で本人関与を認めることに手段的な妥当性は認められる(したがって、基本的方向性は(ア)説によっても根拠づけられる)。

しかしそれは、本人関与という手段が、現状においてガバナンスを維持するうえで最善であるからに過ぎない。今後、直接影響場面でも、本人関与以上に合理的で効果的なリスク抑制手段(PETs等のテクノロジー、アーキテクチャ、システムなど)が現れれば、本人関与を認める正当性は失われることになる。このように考えると、(ア)説を根拠に基本的方向性を考える場合、技術的發展等により、本人関与が相対化される可能性がある。また、(ア)説のようにガバナンスの一環として本人関与を捉える限り、適正なガバナンスを維持する手段として直ちには観念できないデータポータビリティ(能動的な本人関与)は理論上正当化されないことにもなる。

先述のように、憲法第13条の解釈として批判的自己情報コントロール権が妥当であると考える筆者は、本人関与はあくまでも個人の権利であり、技術的發展等により相対化されるものではないと考える(無論、あらゆる権利と同様、ここでの権利は絶対的なものではない)。加えて、本人関与はデジタル化によって相対化されるものではなく、デジタル化が進めば進むほど、個人の主体性・自律性確保のために必要になると考える(それには本人関与のためのアーキテクチャが必要になるが)。

以上のことから、「本人の権利利益への直接の影響」を考慮に入れ、その影響が認められるものについて本人関与を認めるとの基本的方向性に賛同するが、その根拠はあくまで

(イ) (i) 説に置かれるべきだと考える。

3.

いま述べたように、その根拠については議論の余地があるものの、本人の権利利益への直接の影響の有無等で本人関与のあり方を考えていく基本的方向性は支持しうる。

しかし、①及び②で示された考え方については、以下のような課題がある。

3-1 基本的方向性は、本人の権利利益への直接の影響があるものについては本人関与を認めるべきとする考え方である。そうであるならば、「直接の影響」が及ぶプロファイリングへの具体的な規律を検討することが、本来は優先されるべきではないか（少なくとも、本人関与を相対化する議論と同時に行うべき）。しかし、プロファイリングに関わる論点は、「今後に向けて考慮していくべき点」（8 頁）として先送りにされており、直接影響場面では本人関与を肯定すべきという基本的方向性の考え方と矛盾しているようにも思われる。今後は、②で示された同意例外に関する論点と同時並行で、本人の意思決定に重要な影響を与えうる（前記（B）のリスクと関連）プロファイリング等の論点について検討すべきではないか。

3-2 いま述べたように、②では、基本的方向性にもかかわらず、「直接の影響」との関係で、本人関与を相対化する議論（同意例外を広げる議論）ばかりが目立つ。そもそも個人情報保護委員会は、3 年ごと見直しを検討する背景として、「プロファイリングの利用も広がり、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクが高まって〔いる〕」ことを指摘しており、同意例外を広げる議論のみを行い、「直接の影響」が認められるプロファイリング等について議論しないというのは、見直しを検討する背景との関係でも合理性を欠く（「プロファイリングの利用も広がり、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクが高まって〔いる〕」ことを理由に見直しの検討が必要だというならば、プロファイリング等を議論しない3年ごと見直しはどれほどの意味があるのだろうか）。

3-3 近年、情報空間における偽・誤情報の拡散・増幅や、エコーチェンバーによる社会的・政治的分断などが大きな課題となっている。とくに昨年来、こうしたアテンション・エコノミーの弊害が選挙などにも現実の影響を与えることが認識されつつある。これらの課題は、発信者の表現に関わる問題であると同時に、（利用者情報を含む）パーソナルデータの収集、プロファイリング、レコメンデーションといった一連の情報エコシステム（そのアルゴリズムはアテンション・エコノミーという事業者のビジネスモデルと深く関連している）の問題でもある。こうしたパーソナルデータに関するエコシステムによって、発信者により投稿等された偽・誤情報が過度に拡散・増幅されたり、エコーチェンバーが生じたり、我々の自由な意思決定が操作されたりしているからである。

このように考えると、偽・誤情報の拡散・増幅など、現在の情報空間に関わる課題は、パーソナルデータの取扱いに関する課題でもあると認識することが必要であるように思われる。偽・誤情報対策等として SNS 規制などが活発に議論されているが、こうした課題がプロファイリングなど、パーソナルデータの取扱いとも密接に関連しているとすれば、先述した基本理念（第 3 条）や本人の権利利益へのリスクを踏まえて、「個人情報保護」の観点からなしうることも積極的に議論していくべきではないだろうか。

3-4 ②では、「〔AI 開発等の〕統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能としてはどうか」との提案がなされている。基本的方向性から概ね賛同できるが、生成 AI 等の利用場面で、個人の私的事項等に関する回答が出力されてしまう可能性がないわけではない。かかる出力問題が、個人の権利利益に関連することを踏まえると、これを個人情報保護法の枠内で対応すべきか否かを含めて、慎重かつ丁寧な議論を行うべきである。

3-5 EU の GDPR では、同意とは異なる正当化根拠に基づいて個人データを取り扱う場合（公共の利益、正当な利益）、その取扱いに対して、事後に本人が異議を申し立てる権利が認められている（GDPR 第 21 条）。そうすることで、（同意のない場合でも）最終的に本人のコントロールビリティを確保している。仮に日本で同意例外を広げる場合、本人の異議申立て権などが認められないと、（ア）説に立ったとしても、「正当な利益」等に関する事業者側の広範な解釈によって個人情報が不当に第三者に提供等されるリスクが大きくなるように思われる（GDPR は、「公共の利益」「正当な利益」該当性に関する事業者側の解釈の妥当性について本人が疑いを差し挟めるようにすることで、適正なガバナンスを確保しているとも考えることもできる）。同意例外を広げようとする場合、「公共の利益」「正当な利益」該当性判断の合理性をいかに担保するかが重要な論点となる。これらについても具体的に検討すべきであろう。

3-6 ②（「考え方（案）」）には、同意例外を認める「具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながら」個人情報保護委員会で検討していく（委員会規則等で定める）とある。しかし、我が国における政治過程ないし立法過程の現実を踏まえると、「ステークホルダー」からの意見聴取プロセスに市民社会の声が適切に反映されるか、疑問ないではない。個人情報保護委員会が「独立」委員会であることを踏まえ、こうした意見聴取プロセスや規則策定プロセスの公正性には配慮すべきである。

今後の個人情報保護法の改正等に関する議論は、上記課題を踏まえて進められる必要があるように思われる。

「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」に対する意見書

意 見 書

令和7年2月21日

AIガバナンス協会

個人情報保護委員会「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」（令和7年2月5日）に対し、別紙のとおり意見を提出します。

「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」に対する意見

AIガバナンス協会としては、(1) 「統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方」として示されている方針に賛同いたします。

AIモデルの学習を含む統計作成等の用途における個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得は、個人の権利利益への影響が相当程度小さいことが想定されることから、適切なガバナンスを前提として、本人の同意を不要とすることが妥当な類型であると考えます。これは、ヒアリング等でも提言してきた「リスクベースアプローチ」「技術中立性」の考え方に沿ったものです。

他方、当然ながら、こうした規律の変更に付随して、個人に対して不利益がもたらされることを防止するための適切なガバナンスを図ることが不可欠です。まず、「統計作成等」とされる目的が具体的にどのようなものを指すのか、個人への不利益が想定されない類型がどのようなものであるかについて、PETsやAIの保護技術等の多様な技術的手法の発展も踏まえて、より議論を深化させる必要があります。また、統計作成等の目的に利用範囲が限定されていることを担保するための措置や、各企業における不当な差別やデータ漏洩等を防止するためのガバナンスの徹底が重要であり、実現すべき権利利益を担保するための方策をマルチステークホルダーで継続的に議論することが必要です。

AIガバナンス協会としては引き続き、技術面や組織ガバナンスの観点も含めた民間実務の情報を政策的な議論の場にもご共有し、法目的の実現に貢献していきたいと考えます。

以上

2025年2月21日

個人情報保護委員会 御中

「いわゆる3年ごと見直し」における同意規制の在り方についての意見

一般社団法人 AI ガバナンス協会
一般社団法人日本ディープラーニング協会
プライバシーテック協会

貴委員会の令和7年2月5日付「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」（以下「本考え方」といいます）について、下記の通り意見申し上げます。

記

個人情報保護法については様々な論点があり、それぞれ十分な議論が必要ではあるが、本考え方の1(1)「統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方」の検討内容は、AI・データの利活用を推進するものであり、弊団体らとしては、かかる内容に賛同し、議論を加速することを期待します。

なお、かかる検討内容においては、「統計情報等の作成」について、「統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。」とされているところ、生成AIを含むAIの技術は基本的には統計作成等と同視できるものであり、例外的に「統計作成等であると整理」できないAI開発については、事業者の意見をお聞きいただいたうえで速やかに明確化いただくことを要望いたします。また、注2における「提供先及び取得者における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付ける」という点について、第三者提供の禁止を義務付けるのはあくまで個人データの第三者提供であり、「公開されている要配慮個人情報」のうち個人データに該当しないものの提供が禁止されるわけではない点は明確にさせていただきよう要望いたします。

加えて、医療分野など、特にデータの利活用が望まれる分野については、本考え方の検討内容を踏まえ、特別法の検討を進めていただくことを要望いたします。

一方で、AI・データの利活用を推進するにあたっては、本人の権利利益に十分に配慮することが重要であり、統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する場面等においては、適切なガバナンスを確保することが必要です。

このガバナンスの担保については、PETs(Privacy Enhancing Technologies)やAIの保護技術等の活用が有用であるため、かかる技術の有用性については個人情報保護委員

会からも積極的に普及啓発されることを併せて要望いたします。

引き続き関係者の意見を丁寧に聞きながら、制度の詳細について検討いただくことを期待します。

以上

個人情報保護委員会「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について
（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」に関する

NFI の理解と今後への提言

2025 年 2 月 19 日

一般社団法人 次世代基盤政策研究所

提言

2025 年 2 月 5 日（水）に個人情報保護委員会が公表した「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」について、NFI は「個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方」の考え方が示されたことを歓迎する。NFI はこの考え方を支持した上で、以下の内容について提言する。

1. 一般法としての個人情報保護法の議論において、特定の個人との対応関係が排斥された利用について、同意以外の法的根拠が整理されること
2. 特定の個人との対応関係が排斥された利用であることを担保するための適切なガバ

ナンスのあり方が同時に示されること

3. 適切なガバナンスは個人、事業者の双方にとって分かり易いものであり、法令により明確であること

背景

NFI ではこれまで、次世代の基盤となるような政策の検討と提言を行ってきた。また、諸外国における当該分野の検討状況の分析も行ってきた。

規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）では、「医療データ利活用法制等の整備」が盛り込まれた。この中では、厚生労働省に「医療等データに関する特別法の制定を含め、所要の制度・運用の整備及び情報連携基盤の構築等を検討する」と、個人情報保護委員会に「個人情報保護法の制度・運用の見直しの必要性を含めて、所要の検討を行う」こと、が明記された。以降、特別法と一般法として機能する個人情報保護法の両面での検討が進められている。

現在、デジタル行財政改革会議下に、データ利活用による社会課題の解決が重要な課題となる中、医療、金融、産業等の分野におけるデータ利活用に係る制度及びシステムの整備について包括的な検討を行うため、データ利活用制度・システム検討会が開催されている。第 1 回検討会の事務局資料では「EU と日本のデジタル関係の法制度の整備」として General Data Protection Regulation（以下、GDPR）と個人情報保護法が比較されていることに加えて、データ利活用の法的検討として、European Health Data Space（以下、EHDS）が引き合いに出されている。EHDS に対して日本は一部の対応に留まるとされている。このような中で各所において「日本版 EHDS」

の必要性が訴えられている。

European Health Data Space（以下、EHDS）は欧州において多数の組織や企業の間で様々なデータの共有を実現し、医療や健康管理といったヘルスケアの目的のためにデータを積極的に活用していこうとする取り組みである。EHDSの出発点は、新型コロナウイルス禍でデータを活用できなかったという反省に基づく。欧州委員会はGDPRの下でどのようなデータ活用ができるのか検討した結果、最も優先すべき選択肢としてEHDSの制定を選択した。

日本とEUの間では、それぞれのデータ保護の仕組みを相互認証している。EUはGDPRにおいて、日本の個人データの保護水準が十分であるとする「充分性認定」を決定し、日本の個人情報保護委員会は日本と同等の個人情報の保護制度がある地域としてEUを指定している。つまり日本とEUの間では、個人データの越境移転のベースとなるような仕組みがある。

今回、個人情報保護委員会が示した考え方はこのような大きな流れに沿うものであり、積極的なデータ利活用のための道を開こうとするものであると評価できる。特定の個人との対応関係が排斥された利用について、GDPRで示されている考え方との調和はかられた上で、EUでも示されていない、より具体的な考え方が示されることは、一歩進んだものであると捉えることもできる。

利活用への道が示された一方で、もう一面の保護についても EU と平仄を併せることの必要性についても認識する。EU が EHDS をはじめとしたデータスペース構想において様々なデータを EU 全域で共有するという思い切った政策を打ち出せる背景には、必要なデータ保護の手当がなされていることがある。データ保護の仕組みをつうじた適正なデータに関するガバナンスのあり方なしに、市民（本人）と事業者の間の信頼関係を構築することはできない。信頼関係構築においては、データ保護当局の存在も欠かせない。

特に、ヘルスデータのような機微なデータを利用するにあたっては、市民との信頼関係構築は不可欠である。市民が安心してデータを提供できるようにするためにも、必要なガバナンスのあり方を明確にする必要がある。個人情報保護委員会が効果的な執行を行えることで、市民は社会的な信頼に基づいてデータを提供することができる。一方で、規制の適用を受ける事業者側にとっても、何に対してどのような執行が行われるのか、予見できる必要がある。市民、事業者の両者にとって明確なガバナンスが必要である。

以上

2025年2月21日

個人情報保護委員会事務局 御中

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの論点に係る意見

一般社団法人データ社会推進協議会

令和7年1月22日公表『「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方(案)』、及び令和7年2月5日公表『「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方(案)について」(個人データの取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)』に対し、以下の通り意見を提出いたします。

1. 本意見における基本的な考え方

一般社団法人データ社会推進協議会(DSA)は「データ利活用によりイノベーションが持続的に起こる世界」をビジョンに掲げ、連邦型の分野を越えたデータ連携により、我が国の社会課題の解決や産業競争力の強化を目指しております。少子高齢化が進行する我が国においては、個人データを源泉とする社会価値創出への期待は大きく、個人の信頼を前提としたデータ連携の推進に向けた取り組みの重要性も認識しております。また、AIの進化には学習などに用いるデータ量の拡大と質の向上が不可欠であり、我が国のAI戦略の観点からも、データ流通促進に向けた制度整備の議論が加速する事を期待します。

DSAでは、かねてよりデータ駆動社会を展望し、データ流通を促進するためのデータ取引市場に求められる機能、データ流通に関わる事業者が行うべき倫理的な対応、データ流通における秘密計算技術等のプライバシー保護技術の活用など、信頼に基づくデータ連携に関する検討を行ってまいりました。また、2024年10月には、デジタル政策フォーラム、一般社団法人デジタルトラスト協議会と共同で「データガバナンス戦略の推進」を公表し、法制度の整備に基づくデータガバナンスの確立について提言しております。

よってDSAでは、データガバナンスの確立の視点と従前より検討を進めてきた課題認識に基づき、関連が深い論点に対し下記の意見を提出致します。

2. 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

【意見対象】「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方(案)について」の「1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方」

上記対象における(1)「統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方」

の考え方は、AI 開発等も統計作成等であると整理されており、データ流通の促進とそれを通じた AI の進化や社会課題の解決に寄与するものであり、かかる内容に賛同し、議論が加速することを期待します。

他方、統計情報等の作成にのみ利用されることが条件とされておりますが、本人同意なき個人データ等の第三者提供については、ステークホルダー間の信頼の確保が前提となり、そのためには同時に適切なガバナンスの確立が必要となります。

DSA ではかねてより「データ倫理・プライバシー研究 WG」において企業の主体的なプライバシーガバナンスの在り方を検討してまいりました。また、「秘密計算活用 WG」において PETs(Privacy Enhancing Technologies)の活用により技術的な信頼の確保について検討してまいりました。これら検討は、複数の事業者が持つデータを共有し、横断的に解析したり AI の学習に活用したりする際のガバナンスの確立に貢献するものであり、普及啓発に向けて個人情報保護委員会の積極的な関与を期待します。DSA といたしましても引き続きこれらデータガバナンスの確立に向けた活動を積極的に行っていく所存です。

3. 「制度的な論点の再整理について」今後の進め方

【意見対象】『「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について (案)』の「3 制度的な論点の再整理について」

再整理された論点として、(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方、(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方、(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方の 3 つが示されています。本整理に際しては、「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に基づき、DSA を含む多くの団体や有識者に改めて個人情報保護委員会事務局がヒアリングを通じ、論点の見直し、追加を行ったことを評価しております。

「(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」は個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検討会での議論を踏まえた報告書が公表されています。また、「(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」については規律の考え方として法制度の改正の方針が示され、今後「(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」についても順次その考え方が示されるものと承知しております。

再整理された各論点については本人関与に係る規律の在り方など基礎的な考え方の見直しも含まれており、他の論点への影響、新たな考え方を前提とした新たな懸念やリスク、行政機関や研究機関、中小企業など多様なステークホルダーや活用ケース、論点毎の専門家や実務者、多様なデータ主体など、可能な限り多様な検討の視点やケースを想定し、引き続き丁寧な議論がなされることを期待します。

4. 「制度的な論点の再整理について」生体データ

【意見対象】『「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について（案）』の「3 制度的な論点の再整理について」

中間整理の時点から示されていた生体データについては、「本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）」と具体化されており、対応すべきリスクが明確になっている点を評価します。

しかし、想定されるリスクは特定の利用用途において顕在化の可能性があるものであり、顔特徴データ自体に内在するわけではないと理解しています。また、「本人が関知しないこと」「一意性、不変性が高いこと」「本人の行動を長期に追跡すること」のそれぞれの要素についてどのようなリスクが内在しているのかの整理は必要だと考えます。それらを踏まえ、顔特徴データ等に一律的な規制を設けるのではなく、リスクに応じた適切な規律を設けることが肝要であり、それによりイノベーションを促進するとともに、個人の権利利益を保護することが可能となるような規律の在り方の検討を期待しています。

DSA ではかねてより「データ倫理・プライバシー研究 WG」において、カメラで取得されるデータの流通、利活用をケースに検討しており、その中で顔特徴データなど生体データ取得に関する配慮事項を検討してきましたが、今後とも本論点のケーススタディや技術調査などを継続しガイドラインの検討等に貢献する所存です。

以上

令和7年2月21日

一般社団法人電子情報技術産業協会

A. 【「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について】に関する意見】

■意見1

○該当箇所

P3：(5) 主要個別論点についての検討 「デジタル行財政改革会議」の箇所

○意見内容

デジタル行財政改革会議第8回の資料「デジタル行財政改革の今後の取組方針について」ではデータ利活用に係る法制度についてEUと日本が比較され、EUにおいてはデータ法・EHDS法などでデータ利活用の法的強化が図られているのに対し、日本では一部の対応にとどまり、包括的な検討がなされていないとの記述があります。これを受け、「日本でも2025年夏予定のデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を踏まえた上で、個人情報保護法改正の議論をするべき」という意見が一部で見られます。しかし、EUにおいてもデータ利活用制度の検討の中で（一般法である）GDPRの位置付けが揺らいだり変化したりすることはなく、データ法・EHDS法等においても「本規則はGDPRを補完するものであり、これに影響を与えるものではない」、「本規則の下での個人データ処理はGDPRを遵守する必要がある」と明記されています。

我が国においても、データ利活用制度の議論は（一般法である）個人情報保護法の在り方に影響を与えるべきではなく、むしろ改正個人情報法の内容を踏まえた上で、データ利活用制度の検討がなされるべきと考えます。

■意見2

○該当箇所

P8：4 今後に向けて考慮していくべき点

(1) デジタル化に対応した個人情報取扱事業者のガバナンスの向上（適切なデータ利活用を推進できる体制整備（PIA（個人情報保護評価）実施・DPO（データ保護責任者）設置等を含む）、人材育成等）

○意見内容

PIAを事業者を実施させる場合、具体的な評価項目や方法を明記したテンプレートを提供して頂くようお願いいたします。

○理由

GDPRにおけるDPIAに関しては、イギリスのICOなどの監督当局からテンプレートが提供されており、何を評価すればよいか明確になっている。ただ、DPIAについてはより人権保護を重視した内容となっているため、これをそのまま日本法下の取扱いに流用するのは適当でない部分がある。また、評価項目が明確であっても、どのような基準で評価し、その評価結果をどのように結論づけるのかについてはDPIAについてもあまり情報提供されておらず、難しい面がある。よって、PIAの実施を事業者に行わせる場合には、テンプレートの提供と併せて、ガイドライン等で以上の点を明確にし、事業者にとって過度な負担にならないようお願いしたい。

B. 【「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について】に関する意見】

■意見1

○該当箇所

P1：(1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

○意見内容

「統計情報等の作成（統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む）のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能としてはどうか。」について、LLM 等を開発する事業者にとっては AI 開発のためのデータ利用を容易にする仕組みが必要であるため、賛同いたします。

この「規律の考え方」では、大きくは「統計情報の作成」と「AI 開発」の2つのユースケースが想定されていると思いますが、その点を明確化して頂くとともに、後者の AI 開発については「Web スクレイピング等による要配慮個人情報の取得と学習データとしての利用」、「データ収集元からの個人データの第三者提供（プロンプト入力含む）と学習データとしての利用」など、どのようなケースに本例外を適用可能なのかについても具体化をお願いします。

■意見 2

○該当箇所

P1：(1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

○意見内容

「注 3：具体的な対象範囲や公表事項等はステークホルダーの意見をよく聞きながら個人情報保護委員会規則等で定めることを想定している。」について、具体的な対象範囲や公表事項等を規則、ガイドラインで定めることに賛同いたします。詳細を検討する際は、LLM を開発している事業者の意見も聞いて頂くようお願いいたします。

○理由

規則やガイドラインを作成するにあたって、生成 AI の分野で LLM を開発している事業者からも意見を集め、事業者にとって過度な負担にならないような内容として頂きたいため。

■意見 3

○該当箇所

P2：(2) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

○意見内容

「個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合について、本人の同意を不要としてはどうか。」について、賛同いたします。

○理由

本人の権利保護が担保される限りにおいて同意を不要とすることは、事業者および本人双方の利益に資すると考えるため。

■意見 4

○該当箇所

P2：(3) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

○意見内容

「人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための

例外規定について、現行制度においては「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件が付されているが、事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる観点から、「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」についても、上記例外規定に依拠できることとしてはどうか。」について、賛同いたします。

○理由

「本人の同意を得ることが困難であるとき」の困難性については判断が難しく、同意を取得しようとする者の主観的な基準に基づくものになりうるが、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」にも依拠できるとすれば、これによって救済される本人が増えると考えられるため望ましい。

■意見5

○該当箇所

P2：(4)病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

○意見内容

「医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態があることから、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制に係るいわゆる学術研究例外に依拠することができる主体である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体（注6）が含まれることを明示することとしてはどうか。注6：例えば、病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等（診療所等）が含まれることが想定される。具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながらガイドライン等において明確化することを想定している。」について、医療の提供を目的とする機関等（診療所等）に加えて、AI等を用いた医療検査機器の研究開発している企業または団体を加えて頂くことの検討をお願いします。

○理由

AI等の最先端技術を用いた検査機器の研究開発は、病院等の医療機関だけに頼るよりも、IT技術を保有する企業を加えた研究開発を加えることによって、より高度な機器の提供や迅速な製品が期待でき、これによってより多くの国民の医療に資することができる。日本国の医療検査技術の発展に寄与するものと考えられるため。

■意見6

○該当箇所

P3：2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

○意見内容

本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、通知義務を緩和することであるが、その場合には、個人情報保護委員会規則における個人情報保護委員会への漏えい等の報告義務も緩和して頂くようお願いいたします。

○理由

例えば、不正アクセス等による「サービス利用者の社内識別子（ID）等」の漏えい等の事故が発生した場合には、当該事故は、個人情報保護法第26条（漏えい等の報告等）に定める“個人の権利利益を害するおそれが大きいもの”という報告要件には該当しないと思われるため。

■意見7

○該当箇所

P3：2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

○意見内容

漏えい等の報告を不要とする具体的事例としては、注7に例示として記載のある、「サービス利用者の社内識別子（ID）等」の漏えい等の他にも、「外部機関による調査の結果、個人情報の第三者への漏えい等の痕跡が確認されなかった場合」などを挙げて頂くようお願いします。

○理由

上記で漏えい等の報告を不要とすべき事例として挙げた、「外部機関による調査の結果、個人情報の第三者への漏えい等の痕跡が確認されなかった場合」などに関しても、“個人の権利利益を害するおそれが大きいもの”には該当しないと思われるため。

■意見8

○該当箇所

P3：3 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

○意見内容

「16歳未満の者が本人である場合における、本人からの同意取得や本人への通知等に係る規定について、原則として、当該本人の法定代理人からの同意取得や当該法定代理人への通知等を義務付けることとしてはどうか。」について、個人情報の取扱いに関して同意したことにより生じる結果について判断する能力が未発達の子供に代わり、法定代理人から同意を取得するまたは法定代理人に通知等することについては理解できるが、その運用について事業者には過大な負担が生じないように、具体的かつ実行が容易な方法を検討して頂き、ガイドラインにて明示して頂くようお願いします。

○理由

未成年者の場合、親権者や法定代理人の有無や連絡先を事前に確認する必要があり、法定代理人がいない場合にはその対応について検討が必要となるが、これが事業者にとって過大な負担となるおそれがある。また、親権者の親権喪失・停止や管理権喪失の場合、事業者がこれを把握するのは困難であることから、事業者が当該親権者に対して連絡をした結果、本人（子供）に不利益が生じるケースが考えられるため（子供に対して虐待が行われている場合等）。

以上

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの論点に係る 当協会の意見 (2025年2月21日提出)

一般社団法人日本DPO協会
JAPAN DPO ASSOCIATION



当協会の基本的な考え方

- 国際間でハーモナイズされた各国データ保護法制と整合する日本の個人情報保護法であってほしい。
- 日本の個人情報保護法は、外国のデータ保護法制、例えば、EUの一般データ保護規則(GDPR)と比較すると、個人情報の取扱いをより広く認める内容となっており、その意味ではデータの利活用に配慮したものだといえる。特段の必要性がない場合には、外国のデータ保護法制と整合させるためだけに規制を強化する必要はない。
- 他方で、デジタル化の進展やAI等の新たな技術の急激な社会実装を背景として、個人情報の保護とデータの利活用とのバランスを取りながら、ガイドラインやQ&Aによって現行の規制内容を明確化したり、個人情報の保護が担保される限度で現行の規制を緩和することは検討の必要がある。
- 次スライドより個人情報保護委員会2025年1月22日付「『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討』の今後の検討の進め方について」及び2025年2月5日付「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について(個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)」について意見を申し述べる。なお、個人情報保護委員会2025年2月19日付「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方(案)について(個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方)」については、その公表から意見提出期限までの期間が2日弱と短く、当協会内部での検討及び意見集約のために十分な時間がなかったため、今回は検討の対象としていないことを付言する。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

① 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- (意見)
- 統計情報等の作成(統計作成等であると整理できるAI開発等を含む)のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、個人データ等が統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する観点等から、①個人データ等の提供元・提供先及び公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項(提供元・提供先、取得者の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容等)の公表、②統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、③提供先及び取得者における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とするという貴委員会の規律の考え方に基本的に賛同する。
 - もっとも、リスク管理の観点ではデータが存在する限りは、意図せぬ目的外利用や漏えい等に該当する事案が発生する可能性が拭いきれずリスクも存在し続けるため、法22条で規定されている個人データの消去義務の強化及び安全管理措置の義務の明示を行い、統計作成等の利用目的の達成後は速やかに当該データを消去する等の措置を義務付ける必要があると考える。保管期間の定めや消去義務が伴わないと、「統計情報等の作成にのみ利用されることが担保」という環境を持続的に実現するのは現実的に難しいと考える。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

① 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

(意見)(続き)

- 行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大するという貴委員会の規律の考え方に賛同する。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

② 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

(意見)

- 個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合について、本人の同意を不要とするという貴委員会の規律の考え方に賛同する。
- 「目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」については、①本人が、事業者Aの運営するホテル予約サイトで事業者Bの運営するホテルの宿泊予約を行ったため、事業者Aが事業者Bに当該本人の氏名等を提供する場合や、②金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合等が想定されるという貴委員会の規律の考え方に賛同する。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

③ 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

(意見)

- 人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定について、現行制度においては「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件が付されているが、事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる観点から、「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」についても、上記例外規定に依拠できることとするという貴委員会の規律の考え方に賛同する。
- 「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」については、(公衆衛生の向上のために特に必要である一方で、)本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置(氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等)が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等が想定されるという貴委員会の規律の考え方に賛同する。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

④ 病院等による学術研究目的での個人情報取扱いに関する規律の在り方

(意見)

- 医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態があることから、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制に係るいわゆる学術研究例外に依拠することができる主体である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示するという貴委員会の規律の考え方に賛同する。
- いわゆる学術研究例外に依拠することができる主体である「学術研究機関等」に含まれる医療の提供を目的とする機関又は団体には、病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等(診療所等)が含まれるという貴委員会の規律の考え方に賛同する。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方 イ 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

(意見)

- 現行法上、個人情報取扱事業者は、漏えい等報告の義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うこととなるが、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合について、本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとするという貴委員会の規律の考え方に賛同する。
- この「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」については、サービス利用者の社内識別子(ID)等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが想定されるという貴委員会の規律の考え方に賛同する。
- 行政機関等についても同様の改正を行うこととするという貴委員会の規律の考え方に賛同する。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ウ 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

(意見)

- 子供は、心身が発達段階にあるためその判断能力が不十分であり、個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすいこと等から、子供の発達や権利利益を適切に守る観点から、一定の規律を設ける必要があること、及び、その場合、対象とする子供の年齢については、現在の運用の基礎となっているQ&Aの記載や、GDPRの規定などを踏まえ、16歳未満とするという貴委員会の規律の考え方に賛同する。
- 16歳未満の者が本人である場合における、本人からの同意取得や本人への通知等に係る規定について、原則として、当該本人の法定代理人からの同意取得や当該法定代理人への通知等を義務付けることとすること、及び、その上で、一定の場合については、例外的に、本人からの同意取得や本人への通知等を認める必要があるという貴委員会の規律の考え方に賛同する。
- この「一定の場合」については、①本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合、②法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して個人情報を取得した場合、③本人に法定代理人がない又はそのように事業者が信ずるに足りる相当な理由がある場合が想定されるという貴委員会の規律の考え方に賛同する。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ウ 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

(意見)(続き)

- 16歳未満の者を本人とする保有個人データについて、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能とし、その場合において、一定の例外事由を設ける必要があるという貴委員会の規律の考え方に賛同する。
- 「一定の例外事由」については、①法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合、②要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合、③本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合、④法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合等が想定されるという貴委員会の規律の考え方に賛同する。
- 未成年者の個人情報等を取り扱う事業者は、当該未成年者の年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の発達又は権利利益を害することのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の責務規定、及び、個人情報の取扱いに係る同意等をするに当たって、法定代理人は、本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない旨の責務規定を設けるという貴委員会の規律の考え方に賛同する。
- 法定代理人の関与及び責務規定については、行政機関等についても同様の改正を行うこととするという貴委員会の規律の考え化に賛同する。

(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方 ア 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方

(意見)

- 個人情報取扱事業者等(委託元)からデータ処理等の委託を受けた事業者である委託先が子会社等ではなく委託元よりも強い企業である場合、例えば、クラウド事業者等で個人情報の漏洩があった場合に、委託元に現実に法執行することは困難であり、個人情報の取扱いの適正化にも資することにならない。適切な委託先の選定と監督者として委託元が行うべき行為規範の内容を具体化して義務違反とされる場合を限定する一方、上記のような委託先については、個人情報取扱事業者一般としての義務以上のものを課し、制裁を用意すべきであると考え。参考になる規定例としては、EUのGDPRのように、管理者(Controller)とは区別される処理者(Processor)について、管理者が処理者との間で処理契約を締結して処理者による個人データの処理を監督することのみならず、処理者固有の義務を規定する形式が考えられる。
- 個人データの第三者提供で同意が原則であることの例外として共同利用や委託が現行法上位置付けられているが、むしろ積極的に共同利用や委託を、例外ではなく、個人情報保護法上の個人情報の取扱いの一つとして明確に位置づけ、違反に制裁を科すことが適切であると考え。

(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方 イ 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方

(意見)

- 個人の権利利益をより実効的に保護するため、特定個人への働きかけが可能となる個人関連情報は、安全管理措置義務等の義務の対象とすることが適当であると考えます。
- そして、そうした個人関連情報については、今次の改正では必ずしもなく、議論を十分に尽くしたうえで将来的には、国際的な制度調和の観点からも個人情報範囲を広げた上で、その取扱いの規律として整理すべきである。

(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方 ウ 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ(顔特徴データ等)に関する規律の在り方

(意見)

- 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ(顔特徴データ等)については、特に要保護性が高いため、本人関与や安全管理措置等を通じた個人の管理利益の保護とのバランスを踏まえ、実効性のある規律を設ける必要があると考える。
- まずは、個人情報利用目的については、「できる限り特定」しなければならないとされており(法第17条第1項)、顔特徴データ等の要保護性を踏まえると、顔特徴データ等を取り扱う場合においては、どのようなサービスやプロジェクトに利用するかを含めた形で利用目的を特定することを求めることが必要であると考えます。また、個人の権利利益の保護という観点からは、顔特徴データ等の利用について、本人がより直接的に関与できる必要があるため、顔特徴データ等の取扱いに関する一定の事項を本人に対し通知又は十分に周知することを前提に、本人による事後的な利用停止を他の保有個人データ以上に柔軟に可能とすることが必要であると考えます。

(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方 エ 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

- (意見)
- オプトアウト届出事業者が明確に認識しないまま意図せず犯罪グループに名簿を提供してしまうことを防ぐため、一定の場合に提供先の利用目的や身元等を特に確認する義務を課すことが必要であると考え。
 - オプトアウト届出事業者に、取得元における取得の経緯や取得元の身元等の確認について、より高度の注意義務を課すこと、具体的には、一定の場合には取得元の身元や取得の適法性を示す資料等を特に確認する義務を課すことが必要であると考え。

(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

ア 勧告・命令等の実効性確保

- ・ 速やかに是正を図る必要がある事案に対する勧告・命令の在り方
- ・ 個人の権利利益のより実効的な保護のための勧告・命令の内容の在り方

(意見)

- 現行制度は、第三者提供の場合は一律に同意が必要と規律した上で、勧告・命令を規定した条文において、条文違反に加え個人の権利利益を保護する必要があると認めるとき、権利利益の侵害が切迫していると認めるときなどと要件を加重している。第三者提供は一律同意が必要とする一方で、執行の場面で権利利益侵害性を判断し、該当する場合にのみ行政上のアクションを起こすという体系になっているため、執行の場面で考慮していた内容を実体的な規律として明確化していったほうがよいと考える。

(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方 イ 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方

(意見)

- 令和2年改正法においては、個人情報データベース等不正提供等罪(法第179条)について、法人両罰規定(第184条第1項第1号)の法定刑を引き上げた一方、行為者に対する罰則については、罰則が創設された平成27年改正法の施行(平成29年(2017年)5月)から十分な時間が経過していないことも踏まえ、法定刑を維持することとされたが、その後、十分な時間が経過したことを踏まえ、行為者に対する罰則について法定刑を引き上げることが相当であると考えます。
- また、個人情報の詐取等の不正取得が多数発生している状況を踏まえ、こうした行為を直罰規定の対象に含めることが相当であると考えます。

(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方 ウ 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段(課徴金制度)の導入の要否

(意見)

- 個人情報保護法に違反する真に悪質な違反行為を十分に抑止できる課徴金制度を導入すべきである。グローバルにビジネスが展開する中、日本において個人情報保護法上、課徴金制度がないために、グローバル企業の対応において、日本における本人の権利利益への十分な配慮がなされなかったり後回しにされるなどの不利益が生じるおそれがある。課徴金制度はデータ利活用を委縮させるから反対という主張もあるが、世界で最もデータ利活用が進んでいる米国ではFTC法上の民事制裁金制度、CCPA上の民事制裁金制度等が存在し実際に執行がなされているため、上記主張の妥当性には疑問がある。
- そのうえで、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会2024年12月25日付「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書」(以下「本報告書」という)が提案する課徴金納付命令の対象となり得る違反行為について、①対象行為を重要な規律への違反に限定し、当該違反等の対価を得るか漏えい等が発生した場合に限り、かつ、②主観的要素(相当の注意)による限定をし、さらに③個人の権利利益が侵害される等した、④大規模な事案である場合に限定するという考え方については、当初、一部の関係団体からのヒアリングで強い反対意見が示されたこと、我が国の他法令における導入事例や国際的動向、個々の権利利益保護と事業者負担とのバランスを踏まえ、その導入の必要性について丁寧な議論と慎重な検討を進めた結果として、今般の改正において導入することについて、幅広い理解を得られるのに十分な程度の限定を加えるという意味で、適切なものとする。以下、①から④について個別に意見を申し述べる。

(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方 ウ 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段(課徴金制度)の導入の要否

(意見)(続き)

■ ①対象行為を限定すること

- 本報告書16頁記載の類型1から4を課徴金納付命令の対象とすることは適切であると考えます。
- これらに加えて、「1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方」、「2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方」、「3 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い」において設ける新たな規律に違反する場合も課徴金納付命令の対象とすべきである。

■ ②主観的要素により限定すること

- 過剰な規制を回避する等の観点から、個人情報取扱事業者が違反行為を防止するための相当の注意を怠っている場合に、課徴金納付命令の対象を限定することは適切であると考えます。

■ ③個人の権利利益が侵害された場合等に限定すること

- 課徴金制度の導入にあたっては適切な限定であると考えます。他方で、過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、個人の権利利益が侵害され、及び侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定することは、法令違反だけではなく、実質的に「個人の権利利益が侵害される具体的なおそれ」が生じているか否かという点まで考慮する必要があることとなるが、これは不必要に限定をかけるものといえるため、課徴金制度を導入した場合には、次回の改正において、当該③の限定は撤廃することを検討するべきであると考えます。

(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方 ウ 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段(課徴金制度)の導入の要否

(意見)(続き)

■ ④大規模な違反行為等に限定すること(裾切り)

- 課徴金制度の導入にあたっては適切な限定と考える。他方で、以下のように規模が小さいと考えられる事案であっても、より抑止の必要性が高い事案と考えられるものはあると考えられるため、次回の改正においては、「④大規模な違反行為等に限定すること(裾切り)」という限定の撤廃を視野に入れるべきであると考ええる。
- 例えば、EUのGDPRの違反事例として、2020年10月、ドイツ・ハンブルクのデータ保護監督当局が、ハンブルクに本社を置くファッション企業H&Mに対し、約3,500万ユーロ(約56億円)の制裁金を科したというものがある。これは、同社がニュルンベルクのサービスセンターで約200人の従業員の私生活に関する詳細な情報(従業員が休暇や病気から復帰した際に実施される「Welcome Back Talk」において収集した病気の症状や診断に関する機微情報を含む詳細な記録や、社内で流れる非公式な情報(いわゆる「Flurfunk」)を通じて収集した従業員の家族の問題や宗教的信条に関する情報)を2014年から違法に収集・ネットワークドライブに保存し、最大50人の管理者がアクセス可能な状態にしていたことが原因である。この情報は業務パフォーマンスの評価や雇用決定の判断材料に使用されていた。2019年10月、技術的なエラーによりこれらのデータが社内全体で閲覧可能となり、問題が発覚した。その後、同社は従業員に謝罪し、金銭的補償を提供するとともに、データ保護当局と協力して追加の保護措置を導入した。この制裁金は、GDPR第5条(データの公正性・透明性・目的制限等)及び第6条(データ処理の適法性)の違反に基づいている。

(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方 エ 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否

(意見)

■ ①差止請求制度

- 個人情報保護委員会の法執行が行き届いていない部分において、不特定かつ多数の消費者に係る被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、適格消費者団体に、個人情報保護法上の差止請求権を適格消費者団体自身の権利として付与するとともに、違反行為により個人の権利利益が侵害されるおそれが高い、利用停止等請求の対象条文に係る違反行為を、適格消費者団体による差止請求の対象とすることが適当であると考えます。

■ ②被害回復制度

- 個人情報の漏えいに伴う損害賠償請求は極端な少額大量被害事案となり、個々の被害者においては事実上提訴が困難であること、及び立証も困難であることを踏まえ、個々の被害者が泣き寝入りしている現状を改善するため、特定適格消費者団体による被害回復の対象とすることが適当であると考えます。

(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方 才 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合 における漏えい等報告等の在り方

- (意見)
- 漏えい等又はそのおそれを認識した場合における適切な対処(漏えい等が生じたか否かの確認、本人通知、原因究明など)を行うための体制・手順が整備されていると考えられる事業者については、一定程度自主的な取り組みに委ねること、例えば、体制・手順について認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けることを前提として、速報については、一定の範囲でこれを免除し、さらに漏えいした個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付案件については速報について一定期間ごとの取りまとめ報告を許容することが適当であると考えます。
 - 事業者が個人データを違法に第三者に提供した場合について、個人データが漏えい等した場合については事業者には報告義務及び本人通知義務が課されることとの均衡から、漏えい等との違いの有無も踏まえ、違法な第三者提供が行われた場合においても漏洩等の報告義務及び本人通知義務を導入することが適当であると考えます。



日本DPO協会
JAPAN DPO
ASSOCIATION

当協会は、日本企業のグローバルなプライバシーデータ保護を盤石なものとするにより、国際社会における日本企業のビジネスに対する信頼構築に資し、もって我が国経済と健全で持続可能なデジタル社会の発展に寄与することを目的としています。

当協会ウェブサイト: <https://dpo.or.jp/>

本書には、一般社団法人日本DPO協会に権利の帰属する秘密情報が含まれています。本書の著作権は、当協会に帰属し、日本の著作権法及び国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許諾がなければ、複製・翻案・公衆送信等できません。

1. 本人の関与と同意の在り方

(1) 統計作成等における本人の同意の在り方について

特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いについて、一定の義務を課した上で公表データの利用や事業者横断的な解析のニーズに対応しようとする事は、個人の権利利益を守りつつ、適切なデータ活用を推進する上でこのような方向性は歓迎されるべきものと考えます。

一方で、透明性の確保および本人の関与という観点において、より個人の権利利益を保護するための義務が必要であると考えます。

具体的には以下の措置を義務付けることを提案します：

- 行おうとする統計作成等の内容については、PIAの実施を義務付け、提供元・提供先、取得者の氏名・名称、提供・利用する情報の項目も合わせ、提供元においては本人に対する通知を、提供先においては公表を行うこと
- 本人が自身のデータ提供および利用を拒否できる仕組み(オプトアウト)の提供を義務付け、その方法を通知すること
- 本人への通知日時を記録した第三者提供記録を義務付けること
- 公開されている要配慮個人情報の取得については、取得日時、公開されていた場所等を記録し、本人が自らのデータがどのように利用されているかを確認できる開示請求権を確保すること

また、「AI 開発等を含む」とされている点について、基準が明確ではなく、AI 開発のためであれば同意なく第三者提供しても良いと解釈される可能性があるため、今後この点をより具体的に明確化することが必要と考えられます。

さらに、権利利益が守られていることがこの仕組みの前提ですから、提供先ないし取得者が統計化前の情報について、目的外利用をしないこと、適切な安全管理措置をとること等についての担保の措置が必要です。

(2) 本人の意思に反しない場合の同意の在り方について

契約履行に必要な不可欠な場合についても方向性については賛同できるものですが、「必要不可欠」の判断を事業者側が行う以上、本人がその正当性等を確認できるよう、上記同様、提供元・提供先、取得者の氏名・名称、提供・利用する情報の項目も合わせ、提供元においては本人に対する通知を、提供先においては公表を行うことが必要です。

(3) 生命等の保護または公衆衛生の向上のための同意取得困難性要件について

「本人の同意を得ることが困難であるとき」の要件に加えて、「相当の理由があるとき」を例外とすることについて、一定の必要性は賛同できるものではありませんが、透明性の確保および本人の関与という観点において、提供元・提供先、取得者の氏名・名称、提供・利用する情報と本人が自身のデータ提供を拒否(オプトアウト)できる方法も合わせて公表を義務付けることとすることが必要です。

3. 子供の個人情報の取扱い

対象者が子どもであると分かっている場合、子どもの要保護性等の観点から、子どもを16歳未満とすることとし、法定代理人からの同意取得や通知、無条件の利用停止等請求等を義務付けることには賛成です。ただし、対象事例やサービスによって求められる要件が異なることを考慮し、個別分野において慎重に検討されるべきと考えます。

事業者、法定代理人、行政機関等は子ども本人の最善の利益を優先して考慮せよとの責務規定を設けることに賛成します。子どもの発達段階に応じて、いかに適切に子どもが知的な資源や環境にアクセスできるようにするかを考えることが重要です。法定代理人の同意等が得られない子どもが排除されないよう、事業者等は複数の選択肢を設けることが重要であると考えます。また、子どもは個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすいことを鑑みると、子どものデータについては一定の利用や通知方法等についての制限が必要であると考えられます。

具体的には以下の事項を提案します：

- 子どもの生体データの一層の保護
- プロファイリングを含む自動的な意思決定の禁止
- プロファイリングに基づくターゲティング広告の禁止
- 誘導、欺瞞、その他彼らの脆弱性を突くような行為(ダークパターン等)の禁止
- 年齢確認(ないし年齢保証)に関するガイドラインの策定

子どものデータの保護は少なくとも次の両方の側面から慎重に考慮されるべきであると考えます。すなわち、「本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合」が、事業者によって拡大解釈されることで例外対象が広がり、子どものデータが不適切に取り扱われてしまうという懸念があることについて慎重に検討すべきです。一方で、年齢基準を明確化することで、対象者が子どもであるかどうかを評価するための追加のデータ取得が、事業者による積極的なデータ収集の隠れ蓑にならないよう、慎重に検討すべきであると考えます。なぜならば、子どもの個人情報の保護を名目に、あらゆるところで年齢確認が拙速に導入されることは、かえってプライバシーリスクを高める恐れがあるからです。

年齢確認の方法には様々あり、(a)自己申告、(b)年齢推定(例：生体データの処理を伴う「顔年齢推定」や、オンライン上のアクティビティから年齢を推定する「行動プロファイリング」、何らかのテストを課す「能力テスト」という方法など)、(c)公的身分証明書を用いた年齢認証、さらには、(d)EUのデジタルアイデンティティウォレットのように属性情報の選択的開示を可能にする技術や、これに類似する方法もあります。各サービスにおいていかなる水準の年齢保証が必要であるか否かを一つずつ丁寧に検討し、比例性の観点から、目的にとって最も適切な方法が用いられる必要があります。また、年齢確認は、対象者が子どもや高齢者であることを明らかにする可能性が高いため、脆弱性のある者に関する確度の高い情報を提供することになるということにも注意が必要です。年齢確認に用いられるデータを最小化すること、そのデータの目的外利用禁止の再確認が必要であると考えます。こうしたことについては別途、年齢保証に関するガイドラインを策定する

必要があると思われます。

日本でも普及している外国のソーシャルメディアやプラットフォームの運営事業者が、子どもの保護やそのデータの保護を目的に、利用者に対して年齢確認(例えば顔年齢推定)を課した際に、そこで処理される生体データが、欧州の利用者については特別なカテゴリーの個人情報として扱われる一方で、日本の利用者については一般的な個人情報としてしか扱われないという事態にならないよう、日本でも規律が必要であると考えます。特に、子どもの生体データが取得された場合、大人に比べて長期間、リスクに晒されますので、とりわけ配慮が必要であると思われます。

子どもの権利に関しては、利用停止請求権の拡大のところの例外が広すぎるのではないのでしょうか。具体例として挙げられているもののうち、

- ①「法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合」については、なぜ利用停止請求の対象にならないのか不明であり、親がよくても自分としては嫌、ということもありうるので、例外とすべきではありません。
- ②「要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合」については、取得時ではなく、利用停止請求時にその要件が満たされている必要があります。20条2項1号は、「法令に基づく場合」に同意なく要配慮個人情報を取得することを許容する規定ですが、この条項に基づいて取得したからといって、その後になされた利用停止請求を拒む理由にはならないでしょう。「利用停止請求を拒むことが法令により正当化される場合」であれば理解できます。
- ③「本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合」についてもなぜ利用停止請求を拒む根拠となるのか不明です。
- ④法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合も理由が不明です。「本人の営業に関する情報であるため利用停止請求を認めると事業者に支障がある場合」であれば理解できます。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の
今後の検討の進め方」に対しての意見

令和7年2月21日
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

コメント①

GDPR 第8条を参照して、16歳未満との閾値が示されております。
根拠となっているGDPR8条は、第6条の合法要件6項目のうち(a)同意を与えた場合の規定になりますので、その他5項目の合法要件(b)~(f)に該当する事項を（注10）の例外として定めていただきたい。
具体的には、以下のような事項を想定
・子供の写真アプリやプリクラの利用等「契約履行のために必要」な事項（民法でも子供に認められている権利等）
・公共の利益のための研究開発等
・学校・仲間等での写真撮影等（中学校等で法定代理人に通知してないと何もできないという過剰反応が危惧されるため。）

コメント②

■前提

【提出済みの意見】

・「本人に対する通知等が必要となる場面（利用目的の通知（法第21条第1項）、本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合における利用目的の明示（同条第2項）…においても、こどもを本人とする個人情報について、法定代理人に対して情報提供すべきことを法令の規定上明文化することを検討する必要がある。」について、プリントシール機の利用者から直接個人情報（顔画像及び画像を送るためのメールアドレス）を取得し、その利用目的を画面上で明示しているが、16歳以下の利用者が法定代理人と一緒に利用するケースはほとんどないため、個人情報の取得時に法定代理人への利用目的を通知または明示することは事実上不可能であります。

【意見書提出後】

・MCF（フリーが所属するモバイル系の業界団体）と個人情報保護委員会で開催された「個人情報保護法3年毎見直し意見交換会」において、上記の実質的にプレイ時に法定代理人に通知や明示するのは困難ということについて、個人情報保護委員会の担当者としては「通知、公表の仕方での工夫の余地があるのではないか」との発言があり、またその後の懇親会において、非公式ではあるが、「画面の表示などの記載で対応可能ではないか」との意見もありました。

■フリーの意見

前回意見を提出させて頂いた通り、16歳未満の利用者が法定代理人と一緒に利用するケースはほとんどないため、個人情報の取得時に法定代理人への利用目的を通知・明示することは事実上不可能です。今回頂いた「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」では、保護者への通知、公表、明示の方法について、その方向性が現時点では示されていないものと理解しております。そのため、以下の点につき、Q&A やガイドライン等で示していただきたく存じます。

・プリントシール機にて顔画像を取得する際の保護者への利用目的の通知または公表（法第21条第1項）について

弊社では、取得した顔写真の利用目的を法定代理人が容易に確認できるよう、「HPでの利用目的の公表と法定代理人への案内（プリントシール紙に利用目的が公表されているHPへのリンクを掲載するなど）」をもって「その利用目的を、本人に通知し、又は公表」することを検討しております。しかしながら、現状の「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」では、「法定代理人へ通知等」という記載となっており、上記公表などを利用する方法が「通知等」の解釈に含まれるかが不明確なため、その点を明確にしてほしいと考えております。

・プリントシール機のプレイ中にプリントシール画像を送信するためにメールアドレスを入力してもらう場面での利用目的の明示（法第21条第2項）について

「個人情報保護法3年毎見直し意見交換会」にて「表示の工夫による対応」とのご意見を頂いておりましたので、本項への対応として、弊社としては「プリントシール機利用時に16歳未満の利用者に利用目的の明示をすることと合わせて、16歳未満の場合には、法定代理人が利用目的を確認できるURLなどを表示させ、16歳未満の利用者から法定代理人に後で案内するよう明記する」、または「印刷したプリントシール紙に法定代理人向けの利用目的が確認可能な案内を記載する」などを検討しております。また、法定代理人から顔画像及びメールアドレスの削除依頼が来た場合に削除に応じることも上記の対応と合わせて検討しております。

法の趣旨である「子供の発達や権利利益を適切に守る」という点に鑑みても、上記対応にて法定代理人への情報提供義務は果たせるものと考えておりますが、「表示の工夫による対応」についてもQ&Aやガイドライン等で示していただきたく存じます。

コメント③

1. 子供の年齢について、16歳と明確化されること、及び法定代理人からの同意取得等については直ちに反対するものではないが、時期尚早であると考える。

2. 懸念としては以下のとおりである。

特にECやオンラインゲームなどのオンライン取引においては、16歳未満か否かを事業者が明確に知得できない事態が生じることが一般的であり、一定の年齢以下の者の利用禁止含む利用規約への同意、本人からの年齢の申告等 前提として取引が行われている。

この状態で、16歳未満の義務規定と利用停止等請求、未成年者の発達又は権利利益を害することのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の責務規定等が設けられた場合、事後的に16歳未満であることが発覚した時には、当該時点以降、かかる義務が直ちに生じることとなり、これを懸念して、

(a)直ちに対応できるように、システムや体制を改修、整備する（対応可能性が不明である上、例え対応できても相当な規模のコストが生じるおそれがある）

(b)すべてのサービスで本人確認書類により年齢を厳密に確認する（利用者が敬遠し、事業に致命的な損害が生じる）

の二択が事実上迫らせることとなり、いずれにしても子供の活動を過度に規制する上、ビジネスに致命的な影響が生じるおそれが十分にある。

今後、年齢確認を行う制度等が作られるなど、事業者としての対応が限定され合理的に行える環境が確保できた段階で、かかる規制を導入することが合理的であり、現時点で、導入すれば致命的な悪影響が生じることに留意するべきである。

以上

2025年2月21日

個人情報保護委員会 御中

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方についての意見

AI法研究会 政策提言部会有志 *

* 石川美津子、岡田淳、岡祐大、落合孝文、柿沼太一、金侑里香、近藤祥文、柴山吉報、鈴木淳哉、鈴木康之、角田龍哉、寺前翔平、殿村桂司、羽深宏樹、古川直裕、松本雄真、吉永京子ほか有志一同

貴委員会による令和7年2月5日付「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」の「1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方」「(1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方」（以下「本検討」といいます。）について、下記の通り意見申し上げます。

記

本検討に示された方針は、個人の権利利益への影響に配慮しつつAIやデータの利活用を促進するものであり、本検討の内容に賛同いたします。

なお、本検討における「統計情報等の作成」に関しては、「統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。」とされていますが、生成AIを含むAI技術は基本的に統計作成等と同等とみなすことができるものであり、例外的に「統計作成等であると整理」できないAI開発については、事業者及び有識者等の意見を聞いた上で迅速に明確化していただくことを要望いたします。また、注2にある「提供先及び取得者における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付ける」という点について、第三者提供の禁止はあくまで個人データに関するものであり、「公開されている要配慮個人情報」のうち、個人データに該当しないものの提供が禁止されるわけではないことについては、今後の検討の中で明確にさせていただくことを要望いたします。

本検討の内容に沿った法改正が早期になされること、及び、本検討の内容を踏まえ、特にデータの利活用が求められる分野についての特別法についての議論がより促進されることを要望いたします。

以上

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」及び「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」への意見

2025年2月19日

公益社団法人全国消費生活相談員協会

1 情報通信技術の高度化による個人情報の利活用は、個人の権利利益が侵害されるリスクがより高まります。それに対応した規制をする必要があります。

豊かな国民生活の実現や経済社会の発展のために、個人情報を利用されることについては望ましいものと考えます。ただし、情報通信技術の高度化が進み、大量の個人情報を含むビックデータを利活用するビジネスやプロファイリングの利用が広がり、これまでとは比較にならないほどプライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクが高まっています。そうした社会的環境の変化に応じた規制をすべきです。

そして、個人情報は個人にとって大変重要なものであり、利用することを了解するかどうか、その個人の判断を求めることは、どんな場面であっても大原則であることをあらためて共通の理解としてください。

2 制度的な論点のうち「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」について

(1) 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

「個人の権利利益への直接の有無」の観点から、AI 開発等を含めた「統計作成等」において、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とすることについて、現時点では十分な議論がされていないことから時期尚早と考えます。

どのような目的で統計情報を作成するのか、公開されているデータであればどのような目的であっても利用してよいのか、統計情報であってもデータが少ない場合、1件しかないデータなどでは個人が特定される恐れもあるのではないかなど、さまざまなケースを検討する必要があります。加えて、利用する事業者の目的外利用をしないことの確認や、情報漏洩等安全管理措置のレベルなどについても議論されていません。

また、生成 AI については、開発の方針や利用の在り方が現在議論されている最中であり、必ずしも AI ガバナンス・ガイドラインが遵守されるという状況が確認できていません。生成 AI の開発や利用の仕方も含めて検討をすべきです。

そして、こうした統計作成等の同意取得について議論する前提として、個人の権利利益が侵害されないこと、利用目的が適正であること、関係事業者（提供元・提供先）の双方が適正な利用を確保する法令順守体制を有することを明確に示

す必要があります。

(3) 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

子供の個人情報の取扱いについて、一定の規律を設けることに賛成します。成年年齢が引き下げられてからまだ期間が経過しておらず、子供をとりまく社会状況に応じた適切な教育、保護等の対応が十分とは言えません。闇バイトや異性交遊等において、簡単に個人情報を提供し、その結果、刑事事件や金銭的・身体的被害に繋がっています。そのため、対象とする子供の年齢は、「16歳未満」が適切であるか、「18歳未満」とすべきではないかを含め、情報通信の高度化や日本の現状を踏まえて、しっかり議論する必要があると考えます。

3 違反行為の抑止を含め実効性のある制裁措置の強化、課徴金制度、差止請求制度、被害回復制度の導入が必要と考えます。

直近のビーバズの処分例を見ても、法令違反をする事業者は後を絶ちません。ビーバズの例は、公開されている情報を収集して悪用しています。インターネット上にはさまざまな個人情報が公開されていますが、公開されている情報であったらどのような利用の仕方をしてしても許されるわけではありません。

また、ビーバズの例も、違反行為によって個人情報を取得された個人に対しては、何の賠償も謝罪もされません。課徴金制度が創設されていたら対象となる事案と思われます。こうした事業者の存在は、適切に個人情報を取り扱うために費用や労力をかけて尽力している事業者にとっても大きなマイナスとなっています。

統計作成やAIの利用において同意なしにするなどの規制緩和をする場合には、これに基づいて大量の個人情報が利用されることが予想され、ビーバズのような法令違反が行われた場合の被害が甚大となります。大量の個人情報の漏えいについても懸念されます。こうしたことが起こらないよう強い抑止効果が必要です。そのため、課徴金制度や差止請求制度及び被害回復制度は必須と考えます。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の
今後の検討の進め方」に対する意見

令和7年2月22日
サステナビリティ消費者会議

①「同意規制」について、個人の関与が形式的になることでは個人の保護にはならないので個人の権利利益の侵害が想定されない場合に「同意を不要」とすることは一定の合理性があると考えます。しかし、それが真に個人の権利利益を侵害しないことを担保し、万が一個人の権利利益の侵害の懸念や違反が生じた場合を想定した仕組みがあることが必要だと考えます。そのためには事業者の適切なガバナンスや法的なセーフティネットが必要だと考えます。

なお、ガバナンスについては事業者の経営体制、リスクの特定と対応、個人情報の取扱いに関するレポートなどが考えられます。セーフティネットとしては違反に対する勧告や命令、課徴金、刑事罰等の法的措置や消費者団体訴訟制度による差止請求・被害回復等を結びつけて考えられます。

②「漏えい等の本人通知」について、個人の権利利益の保護に欠ける恐れがない少ない場合は本人通知が原則として不要ということも一定の合理性があると考えます。しかし、これも、上記と同様の問題と対応が必要と考えます。なお、個人の権利利益の保護に係る場合の通知も単に通知ではなく、個人の不利益の是正や相談等も重要だと考えられます。

③本人関与の規律のあり方として、行政機関の取り扱う保有個人情報についても同様にすることに賛成します。

④「子どもの個人情報の取扱い」について、一定の場合に法定代理人等への通知の義務付けが望ましいと思いますが、そもそも子どもの個人情報を取得すること自体が問題になるサービスではないことを前提とする必要はないでしょうか。もし適切なサービスではない場合に法定代理人の同意があればいいとは考えられないからです。

⑤「最善の利益を優先して考慮」することは子どもの権利の保護上必要な内容であり、事業者および法定代理人等にも適用されるとするのは必要ですが、何が最善の利益かの判断はむずかしいので例示等を示す必要があると考えます。

以上

個人情報保護委員会委員長 藤原 静雄 様

個人情報保護法の見直しに関する意見

主婦連合会
会長 河村 真紀子

2022 年(令和4年)4月1日に全面施行された個人情報の保護に関する法律の附則において、いわゆる「3年ごと見直し」が規定されました。今年は施行後3年の見直しの年となります。個人情報保護委員会は、2024 年(令和6年)9月4日に、中間整理に関する意見募集結果を踏まえた「今後の検討の進め方」を公表され、その中で「状況の変化を踏まえた規制のアップデートが必要」と整理しています。また、「課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度」については、「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」において議論・検討を深化するとされ、主婦連合会は検討会の場でも関係団体として意見を表明してきました。

私たちは、個人情報为社会にとって有益な形で利活用されることに反対するものではありません。しかしそれには、個人の権利利益が保護される制度の整備が大前提となります。この点から、以下の通り意見を述べます。

記

1. 2025 年(令和7年)2 月 5 日開催の個人情報保護委員会の資料によれば、「個人の権利利益への直接の影響の有無」の観点から「個人の権利利益を侵害するおそれが少ない」ものとして、AI開発等を視野に、「統計情報等の作成」に対して、「本人の同意を要しないもの」とする考え方が示されています。私たちはこのように拙速に整理することには反対です。
2. 法令への悪質な違反事例は継続的に報告されています。違反行為の抑止を含め実効性のある制裁措置(課徴金、差止請求、被害救済など)の創設・強化を求めます。

3. 2月5日の委員会資料には、上記1.の統計情報等の作成の他にも、公衆衛生の観点など条件付きで本人同意の規制を緩和する考え方が示されています。現行の規制を緩和する改正は、個人の権利利益が侵害されないこと、利用目的が適正であること、及び、関係事業者(提供元及び提供先)が適正な利用を確保する法令遵守体制を有することが担保される制度整備、並びに、2.で述べた違反行為への制裁措置(課徴金、差止請求、被害救済など)の創設・強化と同時になされる必要があります。デジタル技術の進化に伴うデータ利活用が、個人の権利利益が確かに守られるルール整備を伴って進むよう強く要望いたします。

以上

本件お問い合わせ先: 主婦連合会
〒102-0085 東京都千代田区六番町15
主婦会館プラザエフ3F
TEL 03-3265-8121/FAX 03-3221-7864
e-メール info@shufuren.net